

令和6事業年度 事業報告書

独立行政法人水資源機構

事業報告書とは、法人の長のリーダーシップに基づく、独立行政法人の業務運営の状況の全体像を簡潔に説明する報告書です。

目 次

令和6年度のトピックス	1
1 法人の長によるメッセージ	9
2 法人の目的、業務内容	10
(1)法人の目的	
(2)業務内容	
3 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	11
4 中期目標	12
(1)水資源政策における基本理念、機構の役割	
(2)一定の事業等のまとめりの目標	
5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	13
6 中期計画及び年度計画	14
7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	18
(1)ガバナンスの状況	
(2)役員等の状況	
(3)職員の状況	
(4)重要な施設等の整備等の状況	
(5)純資産の状況	
(6)財源の状況	
(7)社会及び環境への配慮等の状況	
(8)その他源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)	
8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	26
9 業績の適正な評価の前提情報	28

10	業務の成果と使用した資源との対比	30
	(1)令和6年度の業務実績とその自己評価	
	(2)当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
11	予算と決算の対比	32
12	財務諸表	34
13	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	43
14	内部統制の運用に関する事項	46
15	法人の基本情報	50
	(1)沿革	
	(2)設立に関する根拠法	
	(3)主務大臣	
	(4)組織図	
	(5)事務所の所在地	
	(6)主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
	(7)主要な財務データの経年比較	
	(8)翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	
16	参考情報	54
	その他公表資料等との関係の説明	

令和6年度のトピックス

➤ 安全で良質な水の安定した供給

渇水への対応

各河川の取水制限等に併せて本社、関東管内、関西・吉野川支社淀川本部、吉野川本部、筑後局及び各事務所に渇水対策本部等を設置し、水源状況等について、一般への情報発信、関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき、河川管理者、利水者等と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図りました。

渇水調整のために開催された渇水調整協議会等(6水系 20回)全てに出席し、国、関係機関、利水者等の緊密な連携が図られるよう情報共有等を行いました。

地域	水系	施設名 [渇水調整会議等出席回数]※1	日時	経過	渇水対策期間
関東	利根川	下久保ダム [2]	4月1日～7月1日	第一次取水制限(農業10%、水道10%、既得10%) ※R6.2.22から継続	92日間
関西	淀川	一庫ダム [2]	4月1日～4月4日	第一次取水制限(水道20%、既得20%) ※R6.3.18から継続	4日間
			8月16日～9月30日	自主節水	46日間
		9月30日～11月6日	第一次取水制限(水道20%、既得20%)	38日間	
		日吉ダム [5]	9月13日～9月23日	第一次取水制限(水道20%、既得20%、保津地点確保 流量変更8.86→8.06m ³ /s)	11日間
			9月24日～9月30日	第二次取水制限(水道30%、既得30%、保津地点確保 流量変更8.06→7.00m ³ /s)	7日間
			10月1日～11月6日	第三次取水制限(水道32%、既得32%、保津地点確保 流量変更7.00→6.00m ³ /s)	37日間
四国	吉野川	早明浦ダム 香川用水 [1]※2 吉野川下流域用水	8月8日～8月15日	自主節水	8日間
			8月16日～8月30日	第一次取水制限(徳島県及び香川県 農業20%、水道 20%、工業20%、徳島県未利用分100%)	15日間
		銅山川3ダム [1]	4月1日～4月1日	第二次取水制限(水道10%、工業30%)	1日間
			4月2日～4月10日	第二次取水制限(工業25%)	9日間
			12月6日～継続中	第一次取水制限(工業20%)	一日間
		旧吉野川河口堰 [※2と同じ]	8月16日～8月30日	第一次取水制限(水道20%、工業20%、農業20%)	15日間
九州	筑後川	大山ダム、寺内ダム、小石原川ダム、 江川ダム、筑後大堰、 筑後川下流用水、福岡導水 [4]	9月5日～9月30日	自主節水(江川ダム:農業用水の2送2断運用)	26日間
			4月1日～4月24日	第二次渇水調整(水道10%及び6ダム統合運用) ※R6.2.16から継続	24日間

※1:本表の渇水調整協議会等出席回数は、渇水対策が実施された水系(施設)の回数であるため、渇水対策が行われなかった渇水調整協議会への出席回数は、本表に入っておりません。

令和6年度における各施設の渇水対策実施状況

➤ 洪水被害の防止・軽減

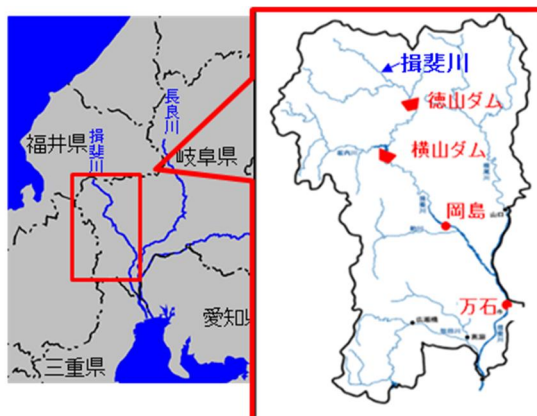
徳山ダム・横山ダム連携による洪水調節

令和6年8月29日に上陸した台風10号の影響により、令和6年8月29日から31日にかけて、徳山ダム(岐阜県揖斐川町)の上流では、流域平均総雨量約207mm、徳山ダムの直下流にある横山ダム(岐阜県揖斐川町)の上流では、流域平均総雨量約247mmを観測する大雨となりました。

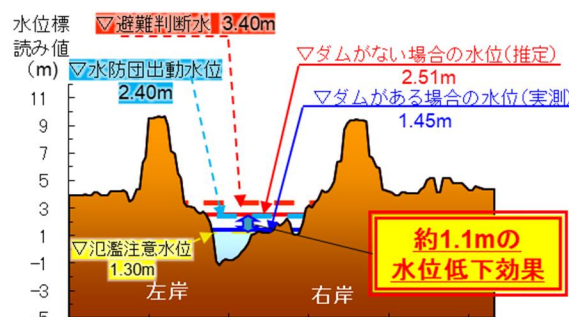
水資源機構の施設である徳山ダムと、国土交通省の施設である横山ダムは、同じ揖斐川本川の上下流に位置する洪水調節を目的とした多目的ダムであるため、より効率的・効果的な管理を目的として、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託開始しました。

この台風10号の大雨に対し、徳山ダムと横山ダムが連携してより円滑な防災操作を行い、徳山ダムでは最大流入時(毎秒約488 m^3)において、全量をダムに貯留し、横山ダムでは最大流入時(毎秒約445 m^3)において、毎秒約168 m^3 をダムに貯留し、2ダムで約1,140万 m^3 の洪水を貯留しました。

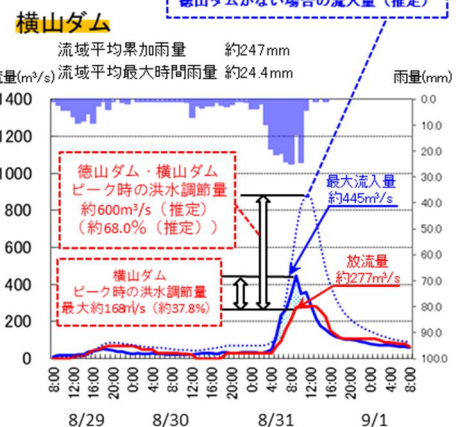
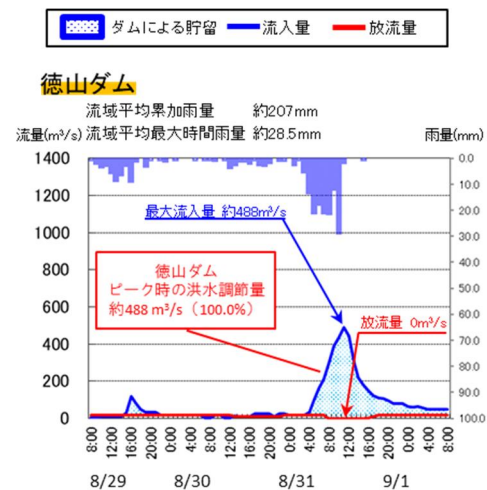
この洪水調節により、揖斐川の岡島地点(揖斐川町)において、河川水位を約1.10m低減させ、水防団出動水位の超過を防ぐとともに、万石地点(大垣市)において、河川水位を約0.50m低下させました(速報値)。



位置図



水位低下量(岡島地点)



※本資料の数値は現時点速報値であり、今後の精査等により変更となる場合があります。

徳山ダム・横山ダム連携による洪水調節

➤ 危機的状況への的確な対応

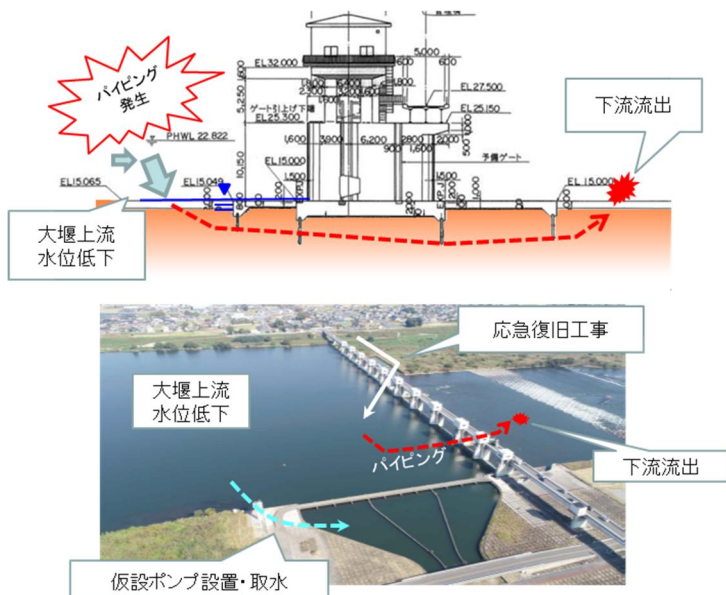
利根大堰における取水障害への合同応急対応訓練

利根大堰において何らかの災害・事故等により堰上流の取水水位が確保できない場合を想定した情報伝達訓練(令和6年10月21日)及びポンプ車等操作訓練(令和6年10月22日)を実施しました。

情報伝達訓練では、東京都、埼玉県、群馬県、関係土地改良区等の利水者、国土交通省、農林水産省、経済産業省等の関係機関と実際に連絡をとり、発災時における連絡調整の確認等を行いました。

ポンプ車等操作訓練は、ポンプ設備の設置や稼働に必要な技術の習得、防災意識の向上、関係機関等との連携強化を図るため、水資源機構が主催して、機構の関東管内10事務所、関東農政局、東北農政局を参集し、ポンプ設備24台を集結させて実施しました。

なお、この取組は、「大規模災害・事故による水供給リスクに備えた応急対応等の検討ガイドライン(案)」(令和6年11月国土交通省水管理・国土保全局水資源部)の公表に先立つ初めての取組です。



利根大堰における漏水リスクと応急対策の想定



訓練の実施状況

配備資材による他機関への支援

九州農政局が管理する「遙拝堰(ようはいげき)」(国営八代平野土地改良事業)において、令和6年5月28日に発生した豪雨による出水により、ゲート更新のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が流出し、取水不能となったため、九州農政局の要請により、ポンプ車1台を派遣し、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急取水を支援しました。

また、令和6年9月の能登半島豪雨により珠洲市大谷浄水場が被災したことによる珠洲市から給水支援の相談に対し、早急に自主的に職員を現地に派遣し、取水ポイントや搬入ルート等の現地確認及び市役所等関係者打合せ(R6.10.2～3)を行い、速やかに支援が行えるよう態勢を整えました(要請無し)。

令和6年度は、令和5年度からの継続も含めて、合計6件の支援及び1件の支援態勢準備を行いました。

- ① 能登半島地震被災地への可搬式浄水装置による給水支援 (R6.1.9～R6.4.19)
 - ② 能登半島地震による防災重点農業用ため池の緊急点検、対策(R6.1.13～R6.4.26)
 - ③ 九州農政局(遙拝堰)に対しポンプ車(60m³/min)を貸与(R6.5.31～R6.6.26)
 - ④ 香川県(西讃土地改良事務所)に対しポンプ車(30m³/s)、ポンプパッケージを貸与(R6.6.13～R6.9.20)
 - ⑤ 明治用水土地改良区に対し、FRPM 管φ1,000mm×2本、FRPM 管鋼製継輪×3組を貸与(R6.10.7)
- 能登半島豪雨被災地(珠洲市)の要請により、可搬式浄水装置の設置等にかかる現地確認及び関係者打合せ(R6.10.2～3)を行い、支援態勢を準備(要請無し)



九州農政局(遙拝堰)への支援
(左上:被災状況、右上、ポンプ車支援状況、下:九州農政局から感謝状の受領)

➤ 施設機能の確保と向上

ダム等施設の放流設備遠隔操作化(ダム管理DX)

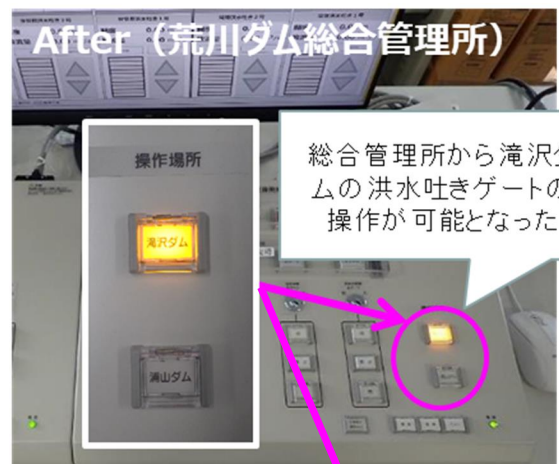
ダム管理 DX(管理の効率化及び高度化)の取組の一つとして、ダム管理所に職員が参集できない等の異常事態が生じてもダム操作が行えるように遠隔操作化に向けた各施設の現状、必要な整備内容と費用、ロードマップを明確化し、令和6年7月に「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定し、利水放流設備については令和7年度、洪水吐きゲートについては次期中期目標期間中の実装を目標としました。

これに基づき、令和6年度から6ダム(草木、下久保、高山、布目、日吉、一庫)の利水放流設備の遠隔操作に必要な費用の確保を開始し、遠隔操作機能実装のための設計に着手しました。

滝沢ダムにおいては、令和4年度に洪水吐きゲートの遠隔操作が可能となる整備を行っており、洪水吐ゲートの遠隔操作要領案を作成した上で、令和6年6月の貯水位移行期間に計3回(3日)、滝沢ダムから約 22km 離れた荒川ダム総合管理所から滝沢ダム洪水吐ゲートの遠隔操作を試行し、操作可能であることを確認しました。



滝沢ダム(洪水吐きゲート遠隔操作による放流)



Before (滝沢ダム管理所)



After (滝沢ダム管理所)

整備
(R4年度)

放流設備遠隔操作化のための整備状況(滝沢ダム・荒川ダム総合管理所)

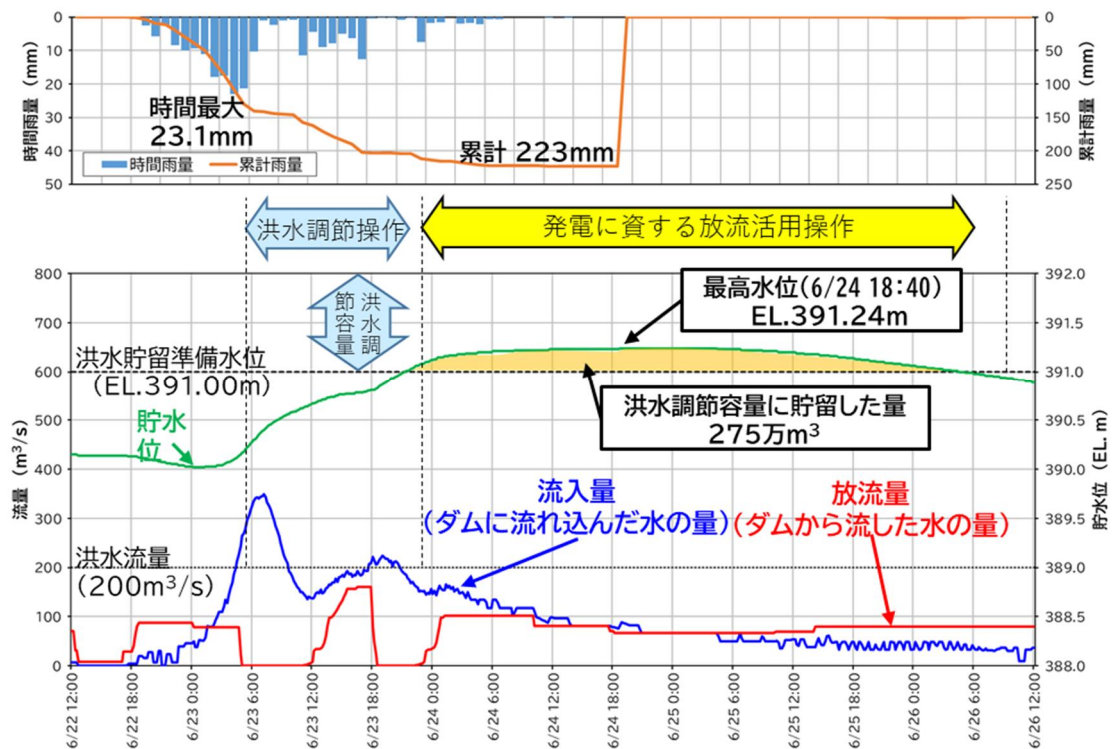
カーボンニュートラル実現に向けた既存ダムを活用

カーボンニュートラルの実現に向けて令和5年3月に国交省及び水資源機構管理の実施可能な全てのダムを対象に既存ダムを活用した増電の取組(ダムの高度化運用)の試行を拡大することとされ、令和6年度は、水資源機構の11ダムにおいて高度化運用の試行要領を策定し、5ダムで既存の弾力的管理試験の枠組みを利用した高度化運用を実施できる体制を整備しました。

令和6年度は、12ダム(矢木沢、徳山、高山、青蓮寺、室生、布目、比奈知、川上、一庫、日吉、池田、富郷)において、アンサンブル降雨予測等の最新の気象予測技術を活用し、25回の増電の取組を実施しました。

顕著な実績として、令和6年6月22日～23日の出水後には、令和6年度から管理受託を開始した国交省の横山ダムと徳山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を初めて実施しました。

これにより、通常の徳山ダムの運用と比較して洪水調節容量に貯留した約275万m³の水を水力発電に有効活用でき、両ダム合わせて約1,581万MWh(約6,080戸の一般家庭1ヶ月に消費する電力に相当)の増電効果がありました(横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の発電量)。



徳山ダムにおける発電に資する放流活用操作

➤ 用水路等建設業務

香川用水施設緊急対策事業における工期遵守の取組

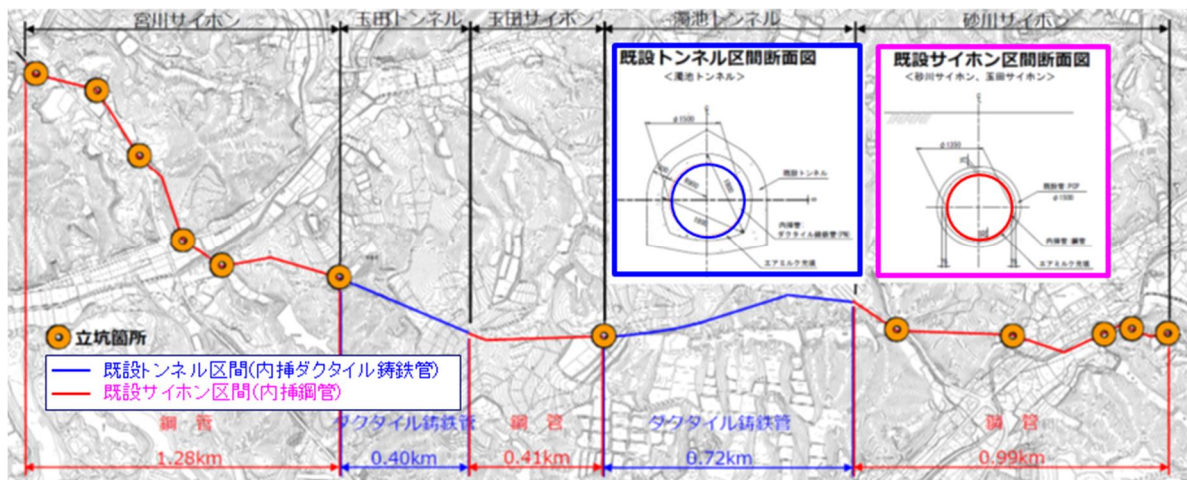
香川用水は、香川県内ほぼ全域に水道用水の約 46%、農業用水の約 26%及び工業用水の約 16%を供給する重要なライフラインです。

本施設は、管理開始から 40 年以上が経過し、老朽化が著しい施設及び大規模な地震に備えた施設について、改修・補強を行う香川用水施設緊急対策事業を令和2年8月から事業工期5年の計画で実施しました。

本事業を計画どおり完了させ機能を早期に発現させることが重要であることから、事業工期の遵守のための以下の取組を行いました。

■ 高瀬支線のトンネル区間の内挿管を鋼管からダクタイル鋳鉄管に見直し

令和2年度に管内調査及び詳細設計を行い、全線 3.8km のうちトンネル区間(1.1km)を鋼管からダクタイル鋳鉄管に見直しを行うことで、2カ年(R3年度、R4年度)の非かんがい期で施工する計画に対し、1カ年(R3年度)で施工することができました。これにより、1年早く効果が発現されるとともに、以降の工事を余裕をもって実施可能となり、事業工期を遵守することができました。



高瀬支線の構造と管種

- #### 内挿鋼管の作業手順
- 1 立坑設置
 - 2 管材の搬入・吊りおろし
 - 3 管材の既設管内運搬
 - 4 管据付(拡管)
 - 5 鋼管の溶接
 - 6 非破壊検査
 - 7 充填材の注入
 - 8 内面塗装
 - 9 立坑復旧

- #### 内挿ダクタイル鋳鉄管の作業手順
- 1 立坑設置
 - 2 管材の搬入・吊りおろし
 - 3 管材の既設管内運搬
 - 4 管継手部挿入
 - 5 離脱防止治具設置
 - 6 充填剤の注入
 - 7 立坑復旧

内挿鋼管と比較して作業手順が少なく、施工が早い



内挿管の作業手順の比較

内挿鋼管の運搬

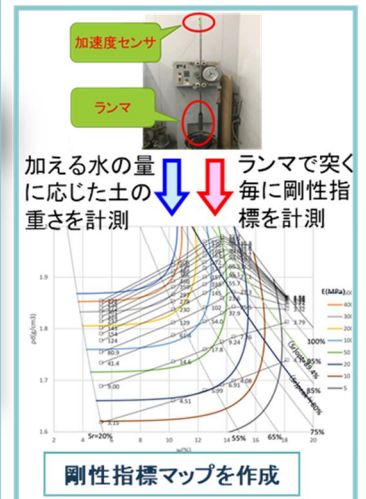
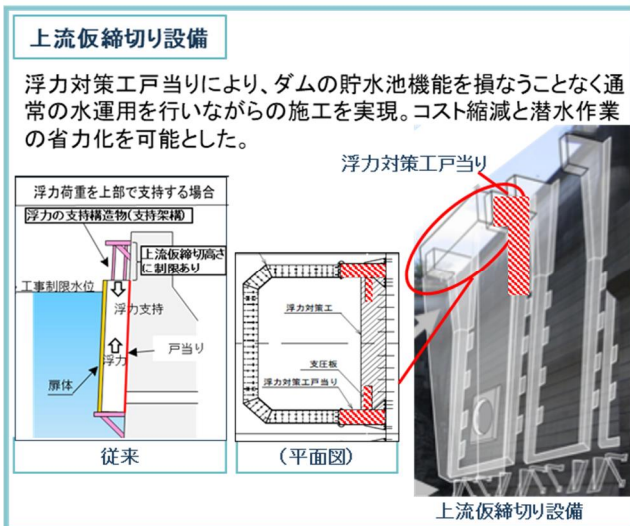
内挿ダクタイル鋳鉄管の運搬

▶他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上

特許取得による知的財産の蓄積・保全(3件)

技術開発を通じて得た発明・発見は、積極的に特許取得による知的財産の蓄積・保全に努めており、令和6年度は、3件の特許権を取得することができました。

- ①「発明名称:水中仮締切り構造体及び施工方法」 令和6年6月特許権取得 (令和3年12月出願)
早明浦ダム再生事業の上流仮締切を通常の水運用を行いながら施工する発明
- ②「発明名称:漏水防止装置」 令和6年9月特許権取得 (令和4年2月出願)
岩屋ダムの利水放流設備シリンダロッドの漏水をダム貯水位を低下させずに対処する発明
- ③「発明名称:土質材料の特性把握方法、及び、締固め管理方法」 令和6年11月特許権取得 (令和3年6月出願)
盛土施工において現場密度試験を行わずに含水比・乾燥密度をリアルタイムに把握することが可能となり、施工及び品質管理の合理化・効率化が可能となる発明



水中仮締切り構造体及びその施工方法

漏水防止装置

土質材料の特性把握方法、
及び、締固め管理方法

1 法人の長によるメッセージ

独立行政法人水資源機構は、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」という経営理念の下、水源から水路ネットワークまでを一体的に広域的に管理し、水資源の供給・管理という公共・公益的使命を果たしている我が国唯一の組織です。

機構は、その前身である水資源開発公団時代を含めると60年以上の長きにわたり、我が国の全人口の半分以上の方々の生活に関わる7水系で水資源の開発と管理を行い、首都圏、中部圏及び近畿圏などの大都市圏に水を安定的に供給することを通じ、我が国の国民生活の向上と産業経済の発展に寄与してまいりました。令和6年度には、群馬用水施設改築事業及び利根川河口堰大規模地震対策事業に着手したほか、香川用水施設緊急対策事業の完了を迎えました。また、南摩ダム(思川開発事業)では令和6年11月より試験湛水を開始したほか、早明浦ダム再生事業工事が本格化するなど、関係者の理解と協力をいただき、着実な事業の進捗を図っています。更に、令和6年能登半島地震では、令和6年1月5日から給水支援として可搬式浄水装置を派遣し、断水が続く珠洲市の皆様に1月9日から4月19日までの102日間にわたり、国、自衛隊、全国各地から駆けつけた給水車両を通じて生活に欠かせない水を被災地の皆様に毎日届けました。

近年の気候変動による渇水や異常洪水などの気象災害リスクの高まりへの対応、カーボンニュートラルといった地球温暖化への対応、大規模地震の切迫、待ったなしの老朽化対策など、水資源機構を取り巻く状況は非常に厳しさを増してきています。こうした諸課題にしっかり対応すべく、令和7年度より出先の事務所を総合管理所に大括り化し、業務の集約化、防災時を含めた機能的な業務運営、OJTを通じたスキルアップの強化を図っています。また、内閣府における「科学技術イノベーションの実現を目指す国家プロジェクト」である戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)及びSIPや各省庁の研究開発等の施策で開発された革新技術等を社会課題解決や新事業創出に橋渡しをするための取組(BRIDGE)に参画し、ダムの堆砂性状をモニタリングする技術の現地実証を行い、また、アンサンブル降雨予測を活用したダム操作の高度化に関する研究を深化させながら、流域全体の治水機能の向上、カーボンニュートラル等の施策への貢献を果たすことを目標に掲げて研究開発も実施しています。

業務を効率化し、培ってきた技術を維持向上させ「水のプロ集団」として、水資源機構が有する特長を発揮しつつ、引き続き、水資源開発施設の適切な維持管理・運用に努めるとともに施設の改築事業、ダム再生事業等の各事業を着実に進めることで、地域貢献のほか国民生活や社会経済活動においてその使命を果たすとともに、流域総合水管理の一翼を担う機関として社会に貢献してまいります。

独立行政法人 水資源機構

理事長 金尾 健司

水がささえる豊かな社会



独立行政法人 水資源機構

2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的(独立行政法人水資源機構法第4条)

当法人は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的としています。

(2) 業務内容

当法人は、独立行政法人水資源機構法第4条の目的を達成するため以下の業務を行います。

① 水資源開発施設等の管理業務

ア 安全で良質な水の安定した供給

- ・安定した用水の供給等
- ・安全で良質な用水の供給
- ・危機的な渇水への対策推進

イ 洪水被害の防止・軽減

ウ 危機的状況への的確な対応

- ・機構施設の危機的状況への的確な対応
- ・特定河川工事の代行(特定災害復旧工事に係るもの)
- ・災害時等における他機関への支援

エ 施設機能の確保と向上

オ インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施

② 水資源開発施設等の建設業務

ア ダム等建設業務

- ・計画的で的確な施設の整備
- ・ダム再生の取組
- ・特定河川工事の代行(特定改築等工事に係るもの)

イ 用水路等建設業務

- ・計画的で的確な施設の整備



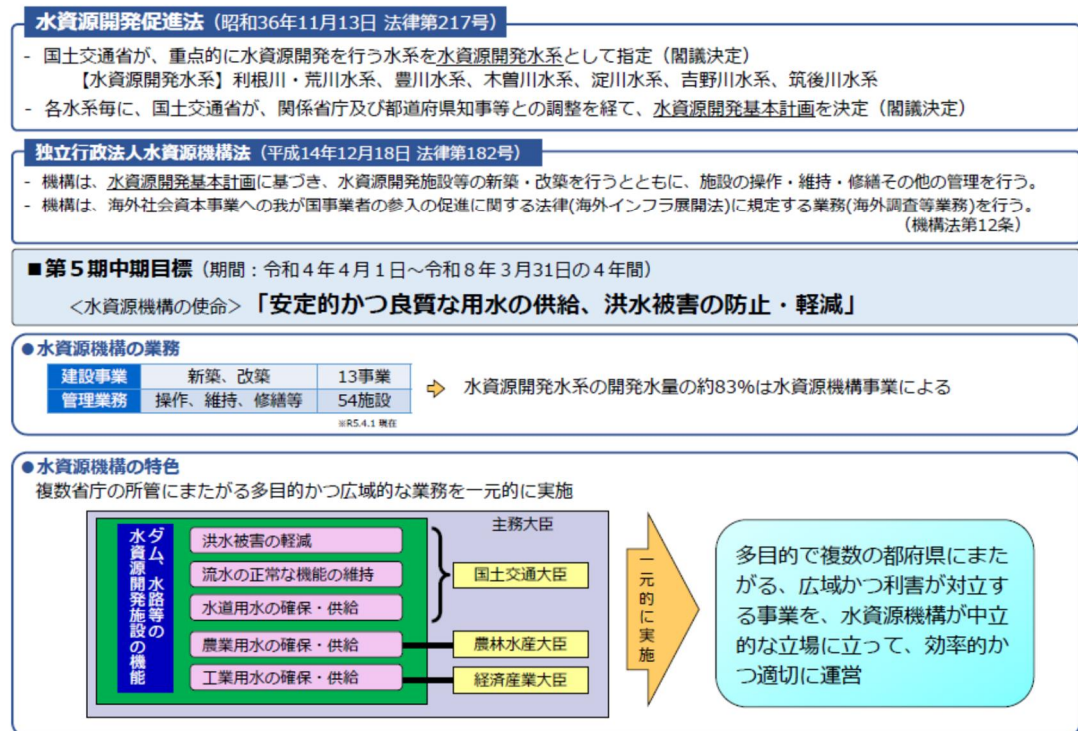
3 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

国の政策体系について、当法人との関係は、まず、利水面では、国土交通省における水資源の確保、一般及び水道用水の確保、農林水産省における農業用水の確保並びに経済産業省における工業用水の確保について、当法人は実施の役割を担っており、国土交通省の政策体系では「水資源の確保、水源地域活性化等の推進」及び「良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化の推進」、農林水産省の政策体系では「農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備」、経済産業省の政策体系では「国内生産拠点の整備等を通じた経済安全保障の確立及び地域経済の強靱化」の目標が掲げられ、これらの目標の達成に向けて当法人の果たす役割が期待されています。

また、治水面では、国土交通省の政策体系における「水害・土砂災害の防止・減災の推進」の目標の達成に向けて、当法人が担う「特定施設(※)」の新築・改築・管理及び流域治水の推進という役割が期待されています。

※特定施設とは、洪水防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む多目的ダム、河口堰などの施設です。(独立行政法人水資源機構法第2条第4項)

独立行政法人水資源機構 政策体系図



4 中期目標

(1) 水資源政策における基本理念、機構の役割(第5期中期目標(令和4年4月1日～令和8年3月31日))

近年、我が国では、気候変動等の要因により、渇水及び洪水リスクが増大するとともに、水インフラの老朽化に伴う断水等のリスクが増大しています。また、大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人材の不足とそれに付随する技術力の低下等の課題に直面しており、それらに対応するための施策を講ずることが急務となっています。また、平成 29 年5月の国土審議会答申を受け、これまでの需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」に向けた取組の転換が求められています。

このような背景を踏まえ、当法人は、主たる役割である水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」について、引き続き適正に実施するとともに、水資源分野におけるインフラシステム海外展開の推進及び海外展開を通じた国際貢献に取り組む必要があります。その際、機構の強みである、安全で良質な水の安定した供給能力、洪水被害の防止・軽減能力、災害時等の危機的状況への的確な対応力、利水と治水を中立的な立場で一元的に管理する能力を発揮することが重要であります。今後、老朽化した施設が更に増加することに加えて、新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応した、本社・支社局等の機能維持や水資源開発施設等の適切な維持管理を継続できるような体制を整備する必要があります。また、デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」といいます。)の推進や最新技術の導入等により一層の業務効率化、生産性向上が求められている中、デジタル技術を利活用するための専門人材の確保・育成に取り組みつづ、国内外の関係機関に当法人の有する知見やノウハウを展開していくことが必要であります。併せて、カーボンニュートラル実現の観点から水資源開発施設等を活用した発電施設の導入や施設の省エネ化等の取組を推進することが重要であります。そして、機構はその強みに新たに DX を融合させ、その能力を更に発展・向上させることで、将来に向けてその役割と責務を果たしていくことが求められています。

(2) 一定の事業等のまとめりの目標

当法人は、中期計画における一定の事業等のまとめりの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は以下のとおりです。

i 水資源開発施設等の管理業務

水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」、「洪水被害の防止・軽減」、「海外調査等業務」を行うこと。

ii ダム等建設業務

第5期中期目標期間を通じて、水資源開発基本計画に基づくダム等施設の改築等を行うこと。

iii 用水路等建設業務

第5期中期目標期間を通じて、水資源開発基本計画に基づく用水路等施設の改築等を行うこと。

[第5期中期目標については、こちらをご覧ください。](#)

経営理念

「安全で良質な水を安定して安くお届けする」

水資源機構は、国民生活・経済にとって特に重要な水に携わる政策実施機関として、安全で良質な水を安定して安くお届けするとともに、洪水のはん濫被害から地域を守り、安全で豊かな社会づくりに貢献します。

気候変動による異常渇水・異常洪水の発生、地震等による大規模災害の発生、施設老朽化の進行など、近年顕在化し増大しつつある水に関するリスクに対し、水のプロジェクトの持つ技術力を活かして、的確に課題解決を図ります。

経営方針

- ・機動的な組織運営・効率的な業務運営
- ・徹底的なコスト縮減
- ・計画的で的確な事業の実施・施設の管理
- ・環境保全への配慮
- ・危機管理
- ・説明責任の向上
- ・事業関連地域・関係機関との連携促進

CI(コーポレート・アイデンティティ)メッセージ

「水がささえる豊かな社会」

水資源機構は、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことをモットーに社会(=お客さまである国民のみなさまの暮らし)にゆとりのある豊かな生活をもたらす支えていくことを使命としています。

6 中期計画及び年度計画

当法人は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。

[第5期中期計画については、こちらをご覧ください。](#)

[令和6年度の年度計画については、こちらをご覧ください。](#)

第5期中期計画と主な指標等	令和6事業年度 年度計画と主な指標等
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	
1-1 水資源開発施設等の管理業務	
1 安全で良質な水の安定した供給 54 施設について、それぞれの施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24 時間 365 日、各利水者に対し、安全で良質な水を安定して供給する。 ・各年度の補給日数割合: 100% ・各年度の供給日数割合: 100%	1 安全で良質な水の安定した供給 同左 ・補給日数割合: 100% ・供給日数割合: 100%
2 洪水被害の防止・軽減 洪水防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図る。 ・各年度の洪水調節適正実施割合: 100%	2 洪水被害の防止・軽減 同左 ・洪水調節適正実施割合: 100%
3 危機的状況への的確な対応 危機管理体制の強化を図るとともに、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故や施設機能低下、異常湧水等に備えた対策の強化等により危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応する。	3 危機的状況への的確な対応 同左
4 施設機能の確保と向上 水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組む。 また、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。	4 施設機能の確保と向上 同左

<p>さらに、施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施する。</p>	
<p>5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(平成30年8月30日国土交通大臣告示)に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者の参入を目指して海外調査等(ニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等)を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進を目指す。</p>	<p>5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(平成30年8月30日国土交通大臣告示)に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者等の参入を目指して海外調査等(ニーズ調査等)を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に努める。</p>
<p>1-2 水資源開発施設等の建設業務</p>	
<p>1 ダム等建設業務</p> <p>中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。</p> <p>このうち、思川開発事業については令和8年度までに工事を完成させ、利根川河口堰大規模地震対策事業については令和20年度まで、木曾川水系連絡導水路事業については令和18年度まで、早明浦ダム再生事業については令和10年度まで、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については令和13年度まで、筑後川水系ダム群連携事業については令和19年度まで、寺内ダム再生事業については令和11年度まで</p>	<p>1 ダム等建設業務</p> <p>3施設の新築事業及び4施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。</p>

<p>に事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。</p> <p>なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。</p>	
<p>2 用水路等建設業務</p> <p>中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。</p> <p>このうち、香川用水施設緊急対策事業については令和6年度、吉野川下流域用水事業については令和7年度に事業を完了させる。</p> <p>また、群馬用水施設改築事業については令和12年度まで、成田用水施設改築事業については令和10年度まで、豊川用水二期事業については令和12年度まで、木曾川用水濃尾第二施設改築事業については令和18年度まで、筑後川下流用水総合対策事業については令和19年度まで、福岡導水施設地震対策事業については令和14年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。</p> <p>なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。</p>	<p>2 用水路等建設業務</p> <p>8施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ確かな事業執行を図る。</p>
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>1 業務運営の効率化</p> <p>機構の経営理念を実現するため、以下の取組を行うことにより、業務運営の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化等 ・調達の合理化 ・一般事務業務におけるDXの推進 (ICT等の活用) 	<p>1 業務運営の効率化</p> <p>業務運営の効率化を確保するため、「8-1 内部統制の充実・強化」の取組とあわせ、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化 ・調達の合理化 ・一般事務業務におけるDXの推進 (ICT等の活用)
<p>3. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p>	
<p>4. 短期借入金の限度額</p>	
<p>5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p>	
<p>6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>	
<p>7. 剰余金の使途</p>	
<p>8. その他業務運営に関する重要事項</p>	
<p>1 内部統制の充実・強化</p>	

2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上
3 機構の技術力を活かした支援等
4 広報・広聴活動の充実
5 地域への貢献等
6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項

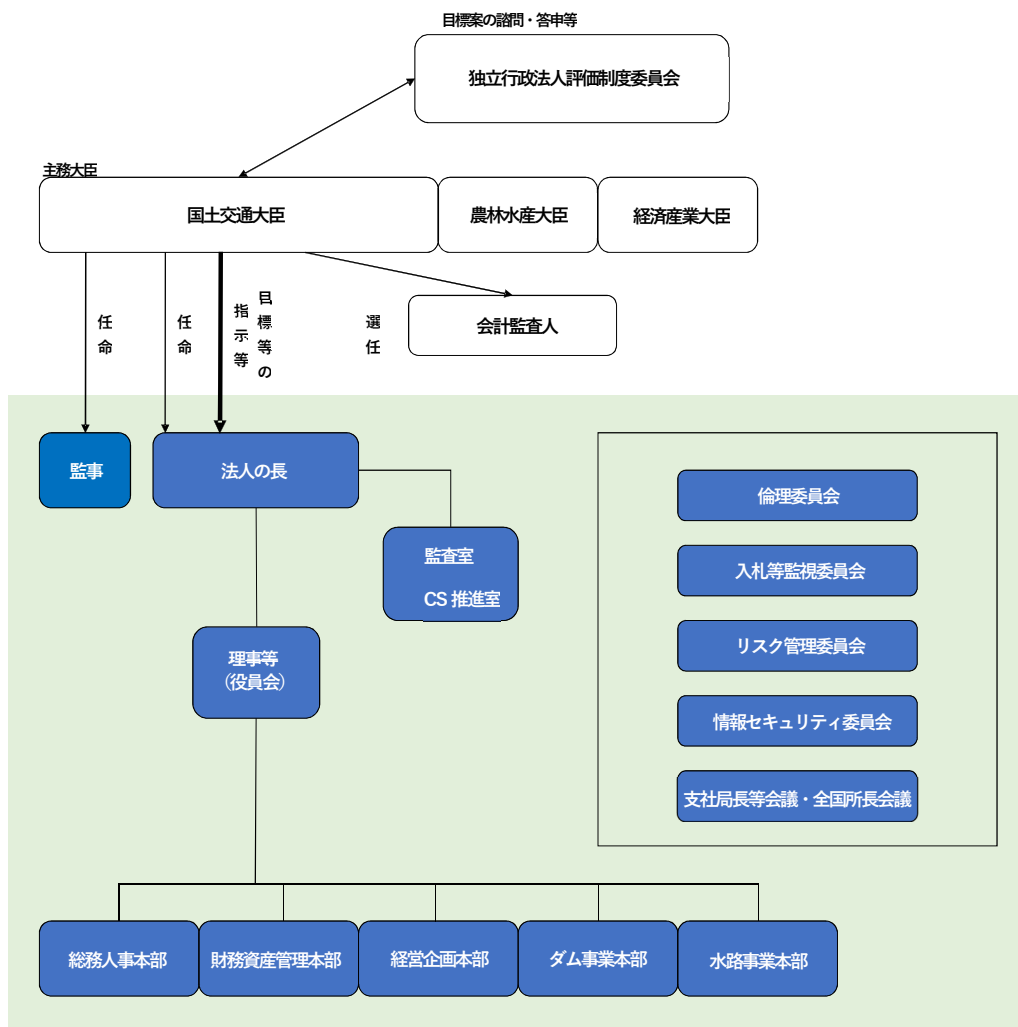
7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1)ガバナンスの状況

① 主務大臣

	業務内容	主務大臣
1	役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務	国土交通大臣
2	特定施設の新築、改築、管理その他の業務	国土交通大臣
3	2以外の施設の新築、改築、管理その他の業務	農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣
4	特定河川工事に係る業務	国土交通大臣
5	海外調査等業務に関する事項	国土交通大臣

② ガバナンス体制図



[内部統制システムの整備の詳細については、業務方法書をご覧ください。](#)

(2)役員等の状況

①役員等の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和7年4月1日現在)

役職	氏名	任期	担当	主要経歴
理事長	かなお けんじ 金尾 健司	(平成30年4月1日) 自 令和4年4月1日 至 令和8年3月31日		国土交通省水管理・国土保全局長 (公財)リバーフロント研究所代表理事
副理事長	とみた しんじ 富田 晋司	自 令和5年10月1日 至 令和9年9月30日		農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長 【役員出向】
理事	ふるはし きよし 古橋 季良	自 令和5年10月1日 至 令和7年9月30日	総務人事本部の事務及び法令遵守に関する事務	国土交通省水管理・国土保全局総務課長 【役員出向】
理事	さかい たかよし 酒井 隆好	自 令和5年10月1日 至 令和7年9月30日	財務資産管理本部の事務	(独)水資源機構本社総務人事本部人事部長
理事	ふじい まさと 藤井 政人	自 令和5年10月1日 至 令和7年9月30日	経営企画本部の事務及び総合技術センターの事務(他の理事の所掌に属するものを除く。)	国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官 【役員出向】
理事	あだち けんじ 足達 謙二	自 令和5年10月1日 至 令和7年9月30日	ダム事業本部の事務並びに利根川水系及び荒川水系に係る事務(利根川水系及び荒川水系に存する特定施設の建設工事並びに管理及び災害復旧工事を分掌する建設所、総合管理所及び管理所に係る事務に限る。)の調整等に関する事務	(独)水資源機構本社ダム事業本部ダム事業部長
理事	おがわ わたる 小川 亘	(令和3年10月1日) 自 令和5年10月1日 至 令和7年9月30日	水路事業本部の事務並びに利根川水系及び荒川水系に係る事務の調整等に関する事務(他の理事の所掌に属するものを除く。)	(独)水資源機構本社技師長
監事	おねだ まさる 尾根田 勝	自 令和4年9月1日 至 令和7事業年度 についての財務 諸表承認日まで		東京都水道局技監
監事	とがし みか 富樫 美加	自 令和4年9月1日 至 令和7事業年度 についての財務 諸表承認日まで		(一社)日本テレワーク協会 主席研究員

②会計監査人の氏名または名称及び報酬

会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、25百万円です。また、非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和6年度末現在 1,235 人(前期比 25 人増、2%増)であり、平均年齢は 44.4 歳(前期末 44.8 歳)となっています。このうち、国等からの出向者は 49 人、民間からの出向者は 1 人、令和7年3月 31 日退職者は 32 人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

本社、支社局等の保有する情報機器等の機能を確実に発揮させるため、必要な更新等を計画的に実施しておりますが、当事業年度の状況は下記のとおりです。

全社的な組織再編への対応と職員の連携を円滑に行うため、全事務所にて業務用 PC の Wi-fi 利用を可能とする無線ネットワーク環境を整備しました。

このほか今後の効率的な執務に資するため、本社におけるフリーアドレス環境の整備、グループウェアの機能活用力の充実を推進しました。

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	4,838	-	-	4,838
資本金合計	4,838	-	-	4,838

(注)単位未満は四捨五入しています。

② 目的積立金等の状況

前中期目標期間繰越積立金取崩額については、中期計画の積立金の使途において定めた目的に充てるため、令和4年6月 30 日付けにて主務大臣から承認を受けた約 145 億円のうち 870 百万円について取り崩したものです。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
収入		
政府交付金	41,875	30.9%
その他の国庫補助金	14,711	10.9%
財政融資資金借入金	500	0.4%
水資源債券	10,500	7.8%
業務収入	61,366	45.3%
受託収入	4,774	3.5%
業務外収入	1,659	1.2%
合計	135,385	

(注)単位未満は四捨五入しています。

令和6年度の収入決算額は、上表のとおり、総額で 135,385 百万円となっていて、業務収入が 45.3%と大きな割合となっています。

業務収入は県や利水者である地方公共団体からの負担金ですが、その内訳は、管理業務にかかるもの、ダム等建設業務にかかるもの、用水路等建設業務にかかるもの及び割賦負担金(※)となっています。

※割賦負担金とは、施設の新築・改築に要する経費のうち利水者負担分を当法人が立て替えて事業を実施して、事業完了後に割賦で利水者が負担金を当法人へ納付する負担金です。

＜気候変動に適応したサステナビリティボンド(SDGs債)の発行＞

令和2年9月、機構は水に携わる政策実施機関として、持続可能な開発目標(SDGs)に貢献し、環境・社会的課題の解決を実現すべく、国際資本市場協会(ICMA:International Capital Market Association)のサステナビリティボンド・ガイドラインが言及するソーシャルボンド原則及びグリーンボンド原則に定められている4つの核(①資金調達の使途、②プロジェクトの評価及び選定プロセス、③調達資金の管理、④レポーティング)となるサステナビリティボンド・フレームワークを策定しました。

本フレームワークについて、第三者評価機関である(株)格付投資情報センター(R&I)より、サステナビリティボンド・ガイドライン等の原則に適合している旨の「セカンドオピニオン」を取得したことで、本フレームワークで発行する水資源債券は、国内初の気候変動に適応したサステナビリティボンドとして扱われて以来継続して発行しています。

本件を通じて、より多くの方々が機構事業のSDGsへの取組について理解を深めるとともに、サステナビリティボンドにより調達した資金を活用し、気候変動による渇水の頻発化や豪雨の更なる激甚化等の課題を解決すべく、治水・利水事業を通じた社会貢献活動に取り組んでいきます。

＜フレームワークの概要＞

当機構が直面し、解決すべき 主要な環境・社会的課題	対象プロジェクト	プロジェクトの概要
渇水の頻発化への対応	治水・利水事業	用水路(水道用水、農業用水、工業用水)の建設、管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 水道用水、農業用水及び工業用水を確保・補給、導水及び分水 ダムの建設、管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 水の貯留及び渇水状況に応じた水の供給
水質の保全		水質の管理(水質調査や巡視、各種水質改善方法の実施等) <ul style="list-style-type: none"> ● 水質状況の把握 ● 水質保全対策の実施 ● 水質悪化発生時の対応
洪水調節機能等による自然災害への対応		ダムの建設、管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 洪水調節等による洪水被害の軽減 ● 河川の流水の正常な機能の維持等(既得用水の安定取水、動植物の保護、流水の清潔の保持、舟運、塩害の防止等) ● 水道用水、農業用水及び工業用水の確保・補給

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入は、業務収入、受託収入、業務外収入があります。

業務収入は、農業用水の県負担金(12,358 百万円)を控除した 49,009 百万円であり、利水者からの管理業務・建設業務に係る負担金及び割賦負担金です。

受託収入は、管理業務・建設業務に附帯する業務や国や地方公共団体のダム建設における施工監理業務等の発注者支援に係る業務に係る収入です。

業務外収入は、管理業務における売電収入や職員から徴収する宿舍使用料などです。

(参考)自己収入の内訳

(単位:百万円)

区分		金額	備考
業務収入	管理業務に係るもの	29,396	災害復旧に係るものを含む。
	建設業務に係るもの	5,274	
	割賦負担金	26,697	これに係る利息を含む。
	小計	61,366	
	うち農業用水県負担金	△ 12,358	
	再計	49,009	
受託収入	政府受託収入	2,371	
	地方公共団体受託収入	2,328	
	その他受託収入	74	
	計	4,774	
業務外収入	利息収入	81	有価証券利息、預金利息
	売電収入	971	
	宿舍使用料	155	
	その他	452	
	計	1,659	
自己収入 計		55,441	

(注)単位未満は四捨五入しています。

(7)社会及び環境への配慮等の状況

当法人におけるダムや用水路などの施設の新築や改築では、動植物の生息・生育環境の改変、資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生などが伴います。また、ダムや用水路などの施設の管理では、周辺環境の変化、貯水池の水質変化、ダム下流河川の環境変化などが伴っていて、さらには事務所活動においても、紙や電気の消費、廃棄物の発生が伴います。

そこで、当法人では、業務を運営するに当たって、環境に配慮すべき基本理念及び基本方針を「環境方針」として策定し、環境負荷の低減と良好な環境の保全・創出に努めることとしています。

また、当法人が「環境方針」に基づき実施する環境保全の取組は、持続可能な開発目標(SDGs)の理念や方向性等と共通するものであり、積極的に環境保全に取り組んでいくことでSDGsの達成に貢献していきます。

なお、当法人では、独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)を平成28年度から全社において運用し、各部門で設定した環境保全の取組を年度内に計画的かつ着実に履行するとともに、各年度の結果を点検し、翌年度計画に反映することで、継続的に取組の改善を行っています。

環 境 方 針

【基本理念】

私たち水資源機構は、ダムや用水路などの施設を適切に建設・管理することにより、国民生活や産業の基盤である水を安定的に供給するとともに、洪水などの災害から人々の生命や財産を守る事業を実施しています。こうした事業の実施を通して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築や地球環境保全に資することが当機構の社会的責務であるとの認識に立ち、独自の環境マネジメントシステム（W-EMS（ウィームス））を運用し、継続的に事務・事業活動が環境に及ぼす影響を把握、評価及び改善するとともに、環境関連法令等を順守し、環境負荷の低減と良好な環境の保全・創出に努めます。

【基本方針】

○環境保全に配慮した取組の推進

事業実施区域及びその周辺の環境の適切な保全を図るため、環境保全に配慮した設計、施工、管理を実現するための取組を総合的に推進します。

○環境負荷低減の取組の推進

建設副産物の抑制やリサイクルを推進するとともに、温室効果ガス削減の取組を進めます。

○環境保全意識の向上

環境教育などを通じて、環境に対する意識と知識の向上を図り、職員一人ひとりが積極的に環境保全に取り組みます。

○社会とのコミュニケーション

環境保全に配慮した取組や環境に関わる情報を積極的に公表します。また、地域社会の一員としての地域での環境保全活動への参加・協力などにより、社会とのコミュニケーションを図ります。

○環境関連法令等の順守

環境汚染を予防し、良好な環境の保全や創出を図るため、環境関連の法令等や当機構が定めた指針を順守します。

令和5年9月5日

独立行政法人 水資源機構

理事長 **金尾 健司**



水資源機構は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

[詳細については、環境報告書をご覧ください。](#)

(8)その他源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)

■水源施設から末端水路施設までの一元的な管理による渇水被害の軽減

○水源施設から末端水路施設を一元的に管理する機構の業務内容

当法人では、本社、支社局、現場事務所が一体となって、関係機関や利水者と緊密に連携し、水源施設から末端水路施設に至るまで一元的な管理を行っています。

渇水時にはこの特色を生かし、水源施設では、水源状況や河川流況等の監視強化を図り、河川流況や利水者側での水需要の変化に応じたきめ細かなダム補給操作や、ダム湖の水質監視を強化するとともに、広報活動を通じた節水啓発等を実施しています。また、水路等施設においては水源施設の状況等を関係利水者へ随時情報提供するとともに、営農状況等の情報連絡を緊密に行い、気象状況等も踏まえた水需要変動に対応したきめ細かな取水量変更操作や分水量の配水調整を実施するなど、用水の有効利用を図ることで渇水被害の軽減に努めています。



一元管理する機構の業務概要図

■ 水資源機構DX推進プロジェクト

気候変動による異常渇水・異常洪水の発生、地震等による大規模災害の発生、施設老朽化の進行など、近年顕在化し増大しつつある水に関するリスクに対し、的確に課題解決を図るため、各々の業務へのICTの活用等をさらに推進するとともに、業務や組織でのこれまでの当たり前を打破する意識改革や新たな発想、内外との連携・連結等により、業務や組織、職員の働き方等あらゆる分野で変革を図る「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」を令和3年9月に策定・公表しました。中期目標期間ごとに、大きく3段階に分けてDX推進に取り組む方針です。

水資源機構 DX 推進に関する取組方針

<p>フェーズⅠ 2022～2025 の4年間 (第5期中期目標期間)</p>	<p>水路やダム等の建設業務・管理業務、一般事務業務において、ICTの積極的活用を引き続き進める。</p> <p>また、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化に取り組むため、建設工事・施設管理（ダム管理・水路等管理・共通）・一般事務について、デジタル技術活用の深化を図りつつ、DXの体系化に向けての検討・試行を実施する。</p>
<p>フェーズⅡ 2026～2029 の4年間 (第6期中期目標期間)</p>	<p>フェーズⅠで実用化した建設現場における施工時のBIM/CIMの体系化、施設管理全体のDXの体系化、一般事務における業務効率化のためのDXの体系化を図り、職員がそれらを十分に使いこなすことで、組織全体のDXに関する意識改革を目指す。</p>
<p>フェーズⅢ 2030～2033 の4年間 (第7期中期目標期間)</p>	<p>機構で培って体系化されたDXの外部展開を図る。国内においては、機構におけるDXを前提とし、その信頼の元に受注を拡大する。</p> <p>また、海外においては、対象国のニーズに応じて、民間企業・研究機関等とも連携したDXを「ジャパン・クオリティ」として売り込み、水資源開発分野において調査・計画、建設から維持管理までパッケージ化された一連の工事・業務を受注するような実績へと結びつける。</p>

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

適切なリスク管理

① リスク管理委員会の開催

リスク管理票等によるリスクの特定、リスクの評価、リスクに対する方策の検討及びモニタリングの実施のため、リスク管理委員会を2回開催するとともに、必要に応じて、適宜、開催しました。

現行のリスク管理の仕組みが事後報告だけとなっていることや、管理職だけが取り組むものとなっており一般職のリスク管理に係る意識が低い(リスク管理票が有効に活用されていない)こと及びリスク管理において定められている様式の記載事項が多岐にわたり報告ルートも複雑で業務煩瑣に繋がっているとの意見があったことを踏まえ、今年度の委員会で、令和7年度から様式の見直しを行うなど、リスク管理手法の効率化を図るとともに、リスク管理モニタリングについて一般職員も含めて議論する場を設けることにより、職員全体のリスク管理に関する認識の更なる向上を目的として、リスク管理手法の見直しを行いました。

② リスク管理手法の継続的な向上

業務の遂行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスクに対して的確に対応するため、PDCAサイクルによるリスク管理手法を令和6年度も運用しました。

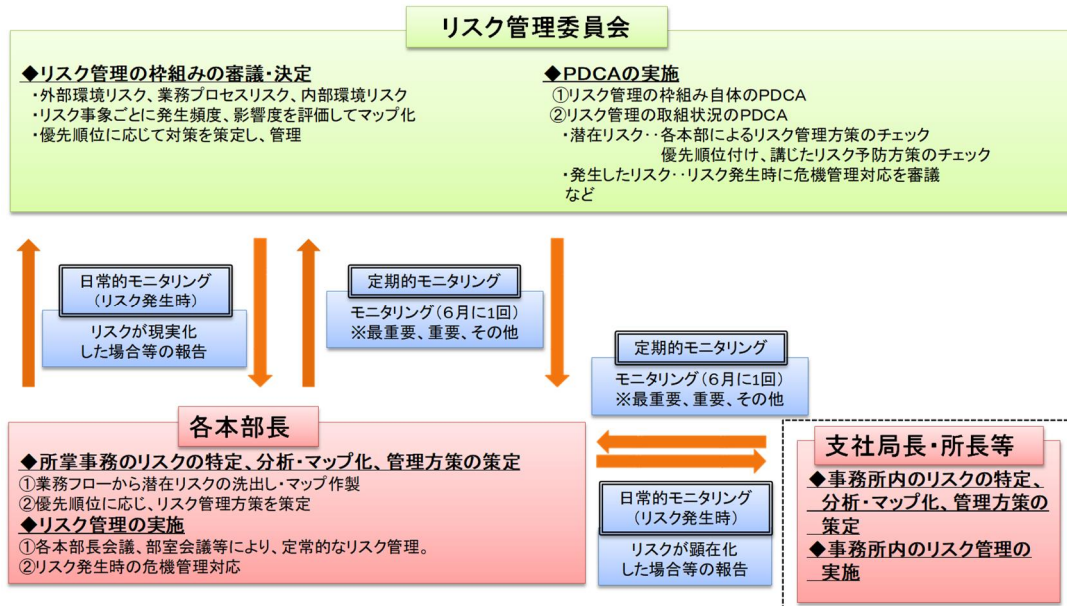
令和6年度は、リスクマップ、リスク管理票によるリスクの特定、リスクの評価、リスクに対する方策の検討及びモニタリング等のリスク管理手法の一連の流れ(図-1、2)を実施しました。

本社・支社局及び全事務所において最重要、重要及びその他リスクについて6ヶ月に1回行うリスクモニタリングにより、リスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行いPDCAサイクルによるリスク管理を全社的に推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図りました。

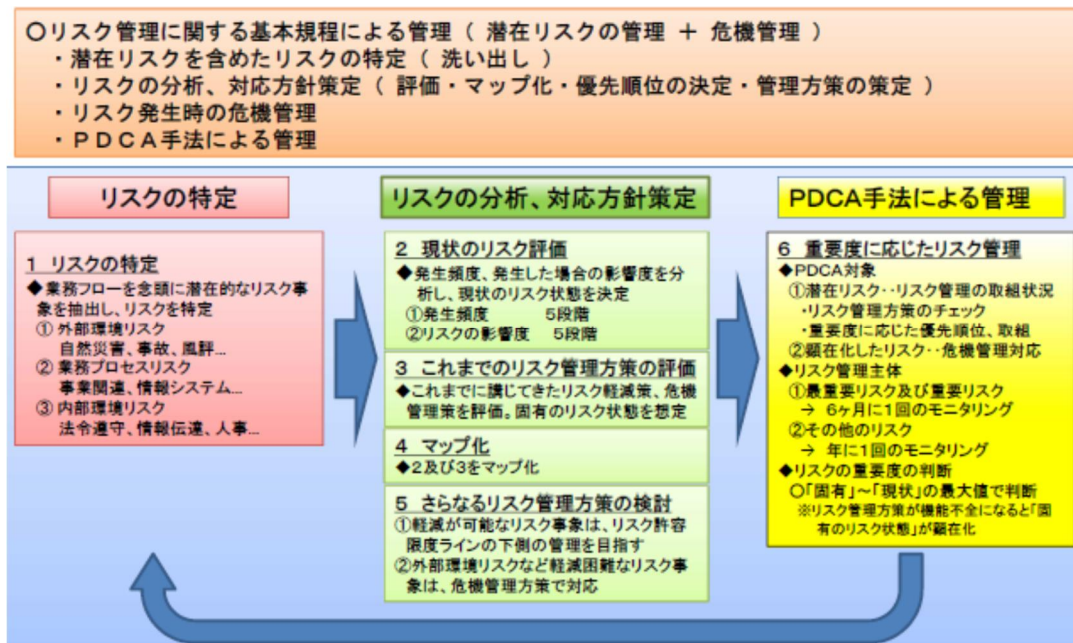
また、研修等の際にリスク管理に係る講義を行い、更なる浸透を図りました。

なお、これらのリスク管理手法については、職員全体のリスク管理に関する意識の更なる向上を目的として、令和6年度に見直しを行いました。

➤図-1 リスク管理手法の枠組



➤図-2 リスク管理手法の一連の流れ

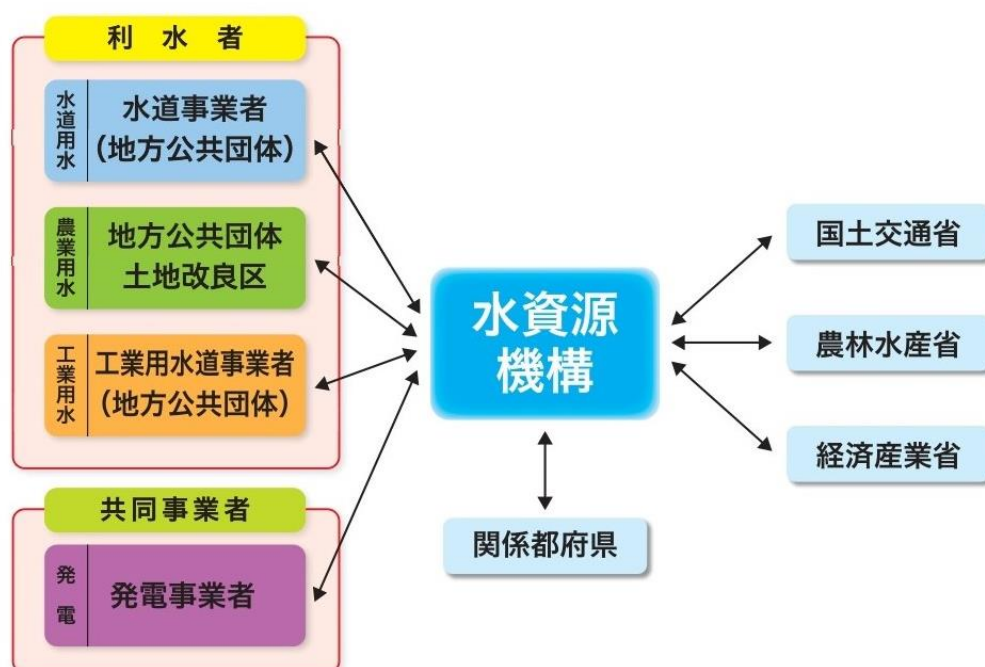


[詳細については、業務実績報告書をご覧ください。](#)

9 業績の適正な評価の前提情報

当法人が行っている事業は、複数の都府県にまたがる地域に都府県を越えて、水道用水、農業用水、工業用水を安定して供給するとともに、洪水調節などを行う広域的事業であり、多くの利水者(水道事業者、土地改良区、工業用水道事業者)や国、都府県など関係しています。当法人は関係者の中で中立的な立場に立って、ダムや水路などを建設・管理する事業を効率的に行っています。

また、その財源は、国や利水者、共同事業者(発電事業者など)から、建設費や管理費をいただいて運営しています。



中期計画における一定の事業等のまとめごとの財源は、下図のとおりとなります。
 (数値はR6収入決算額)

(単位：百万円)

<p>1-1 水資源開発施設等の管理業務</p> <p>1-1-1 安全で良質な水の安定した供給</p> <p>1-1-2 洪水被害の防止・軽減</p> <p>1-1-3 危機的状況への的確な対応</p> <p>1-1-4 施設機能の確保と向上</p> <p>1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施</p>	<table> <tr> <td>政府交付金</td> <td>11,461</td> </tr> <tr> <td>その他の国庫補助金</td> <td>3,681</td> </tr> <tr> <td>業務収入</td> <td>29,396</td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td>4,103</td> </tr> <tr> <td>業務外収入</td> <td>1,309</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>49,950</td> </tr> </table>	政府交付金	11,461	その他の国庫補助金	3,681	業務収入	29,396	受託収入	4,103	業務外収入	1,309	計	49,950				
政府交付金	11,461																
その他の国庫補助金	3,681																
業務収入	29,396																
受託収入	4,103																
業務外収入	1,309																
計	49,950																
<p>1-2 水資源開発施設の建設業務</p> <p>1-2-1 ダム等建設業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的で的確な施設の整備 ・ダム再生の取組 ・特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 	<table> <tr> <td>政府交付金</td> <td>30,413</td> </tr> <tr> <td>その他の国庫補助金</td> <td>3,548</td> </tr> <tr> <td>財政融資資金借入金</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>水資源債券</td> <td>3,987</td> </tr> <tr> <td>業務収入</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>業務外収入</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38,543</td> </tr> </table>	政府交付金	30,413	その他の国庫補助金	3,548	財政融資資金借入金	190	水資源債券	3,987	業務収入	238	受託収入	146	業務外収入	20	計	38,543
政府交付金	30,413																
その他の国庫補助金	3,548																
財政融資資金借入金	190																
水資源債券	3,987																
業務収入	238																
受託収入	146																
業務外収入	20																
計	38,543																
<p>1-2-2 用水路等建設業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的で的確な施設の整備 	<table> <tr> <td>その他の国庫補助金</td> <td>7,482</td> </tr> <tr> <td>財政融資資金借入金</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>水資源債券</td> <td>1,762</td> </tr> <tr> <td>業務収入</td> <td>5,035</td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>業務外収入</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14,398</td> </tr> </table>	その他の国庫補助金	7,482	財政融資資金借入金	84	水資源債券	1,762	業務収入	5,035	受託収入	20	業務外収入	15	計	14,398		
その他の国庫補助金	7,482																
財政融資資金借入金	84																
水資源債券	1,762																
業務収入	5,035																
受託収入	20																
業務外収入	15																
計	14,398																
<p>法人共通</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置 他</p>	<table> <tr> <td>財政融資資金借入金</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>水資源債券</td> <td>4,750</td> </tr> <tr> <td>業務収入</td> <td>26,697</td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td>504</td> </tr> <tr> <td>業務外収入</td> <td>315</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32,493</td> </tr> </table>	財政融資資金借入金	226	水資源債券	4,750	業務収入	26,697	受託収入	504	業務外収入	315	計	32,493				
財政融資資金借入金	226																
水資源債券	4,750																
業務収入	26,697																
受託収入	504																
業務外収入	315																
計	32,493																

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和6年度の業務実績とその自己評価

令和6年度の各業務の具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

[業務実績報告書及び業務実績自己評価書については、こちらをご覧ください。](#)

令和6年度項目別評定総括表

(単位：百万円)

項目	評定	行政コスト
1. 水資源開発施設等の管理業務		
1 安全で良質な水の安定した供給	AQ 重	118,585
2 洪水被害の防止・軽減	AQ 重	
3 危機的状況への的確な対応	SO 重	
4 施設機能の確保と向上	A	
5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施	B	
6 ダム等建設業務	BQ 重	516
7 用水路等建設業務	AQ 重	443
2. 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務運営の効率化	B	
3. 財務内容の改善	B	
4. その他の事項		
1 内部統制の充実・強化	B	
2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上	A	
3 機構の技術力を活かした支援等	B	
4 広報・広聴活動の充実	B	
5 地域への貢献等	B	
6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項	B	
法人共通		2,012
合計		121,556

(注1)重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「O」を付す。

(注2)難易度(困難度)を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

(注3)重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。

(注4)評価区分(「独立行政法人の評価に関する指針」より)

S: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

A: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合)。

B: 中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上)。

C: 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。

D: 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
評価	B	A	—	—
理由	項目別評価は、S評価が1項目、A評価が4項目、B評価が10項目となっている。 また、全体を引き下げる事象もなかった。			

(注) 評価区分(「独立行政法人の評価に関する指針」より)

S: 当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A: 当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B: 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11 予算と決算の対比

(単位:百万円)

区分	予算額	決算額	差額	差額理由
収入				
政府交付金	45,185	41,875	△ 3,310	
その他の国庫補助金	16,178	14,711	△ 1,467	
債券・借入金	11,000	11,000	-	
業務収入	60,870	61,366	496	
受託収入	5,199	4,774	△ 425	
業務外収入	855	1,659	804	
計	139,287	135,385	△ 3,902	
支出				
業務経費	93,453	81,145	△ 12,308	(注1)
施設整備費	695	471	△ 223	(注2)
受託経費	4,262	3,724	△ 538	(注3)
借入金等償還	28,639	28,639	△ 0	
支払利息	2,018	2,014	△ 4	
一般管理費	1,792	1,570	△ 222	(注4)
人件費	17,853	14,347	△ 3,506	(注5)
業務外経費	9,252	11,458	2,206	(注6)
計	157,965	143,368	△ 14,597	

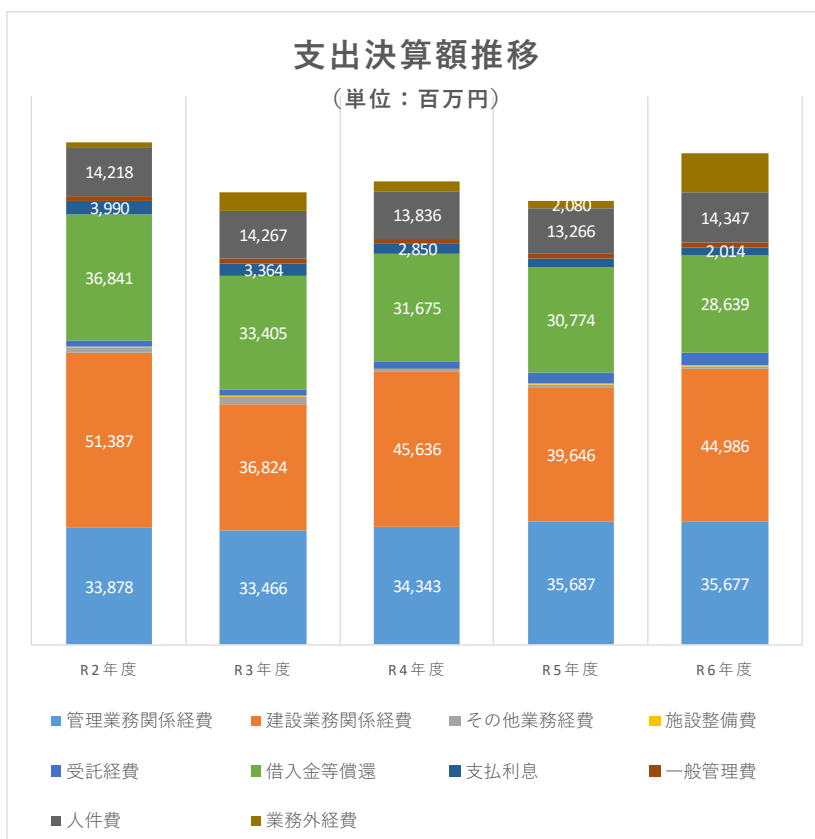
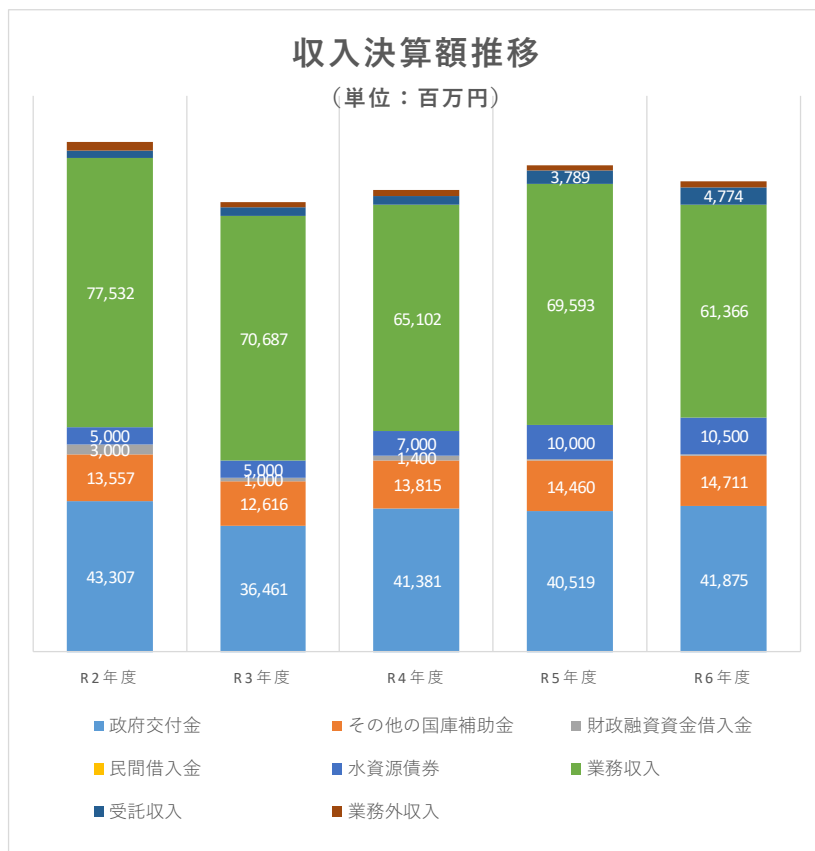
(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

予算額と決算額の差額の説明

- (注1) 翌期への繰越による減
- (注2) 不用による減
- (注3) 受託業務に係る契約の減
- (注4) 経費縮減による減
- (注5) 不用による減
- (注6) 消費税の納付増による増

[詳細については、決算報告書をご覧ください。](#)

(参考) 収入支出決算額の経年推移



12 財務諸表

要約した財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	R5	R6	増減	負債の部	R5	R6	増減
流動資産	71,622	63,093	△8,530	流動負債	66,494	58,369	△8,125
現金及び預金	37,302	32,226	△5,075	一年内償還予定水資源債券	5,000	7,000	2,000
有価証券	8,100	3,950	△4,150	一年内返済予定長期借入金	26,416	22,864	△3,552
割賦元金	22,936	21,440	△1,496	その他(流動負債)	35,078	28,505	△6,574
その他(流動資産)	3,285	5,477	2,192	固定負債	3,267,737	3,218,765	△48,972
固定資産	3,347,961	3,301,032	△46,929	資産見返負債	3,103,992	3,075,308	△28,684
事業用固定資産	2,631,592	2,562,554	△69,038	資産見返補助金等	2,614,570	2,550,505	△64,065
建物	20,424	19,321	△1,103	資産見返寄附金	34	30	△4
構築物	2,382,545	2,318,712	△63,833	建設仮勘定見返補助金等	479,644	515,012	35,368
機械装置	64,077	60,063	△4,013	資産見返仮勘定	9,745	9,762	17
土地	156,898	156,845	△53	長期預り補助金等	742	1,074	332
その他(工具器具備品等)	7,647	7,613	△34	水資源債券	17,000	20,500	3,500
一般管理用固定資産	6,264	6,175	△89	長期借入金	132,402	110,038	△22,364
建設仮勘定	509,731	550,345	40,614	退職給付引当金	13,601	11,845	△1,756
投資その他の資産	200,375	181,959	△18,416	負債合計	3,334,231	3,277,134	△57,097
投資有価証券	11,350	10,631	△719	純資産の部	R5	R6	増減
割賦元金	171,447	150,357	△21,090	資本金(政府出資金)	4,838	4,838	-
長期前払消費税等	17,260	19,325	2,065	資本剰余金	△2,154	△2,234	△80
前払年金費用	-	1,353	1,353	利益剰余金	82,669	84,387	1,718
その他(固定資産)	317	292	△25	純資産合計	85,352	86,991	1,639
資産合計	3,419,583	3,364,125	△55,458	負債・純資産合計	3,419,583	3,364,125	△55,458

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

★貸借対照表について

(資産の部)

- ★事業用固定資産は、建設業務が完了したことによる建設仮勘定からの振替増など増要因が約 65 億円あったものの、減価償却・除却・減損による減が約 754 億円あったため、対前年比約 690 億円の減額となった。
- ★建設仮勘定は、事業完了に伴う振替減などがあったものの、これを上回る建設業務の事業進捗があったため、対前年比約 406 億円の増額となった。
- ★割賦元金は、流動資産・固定資産の計上額が合計で約 1,718 億円となった。利水者からの回収により、対前年比約 226 億円の減額となった。
- ★年金資産が退職給付債務を上回ったことにより約 14 億円の前払年金費用の計上となった。

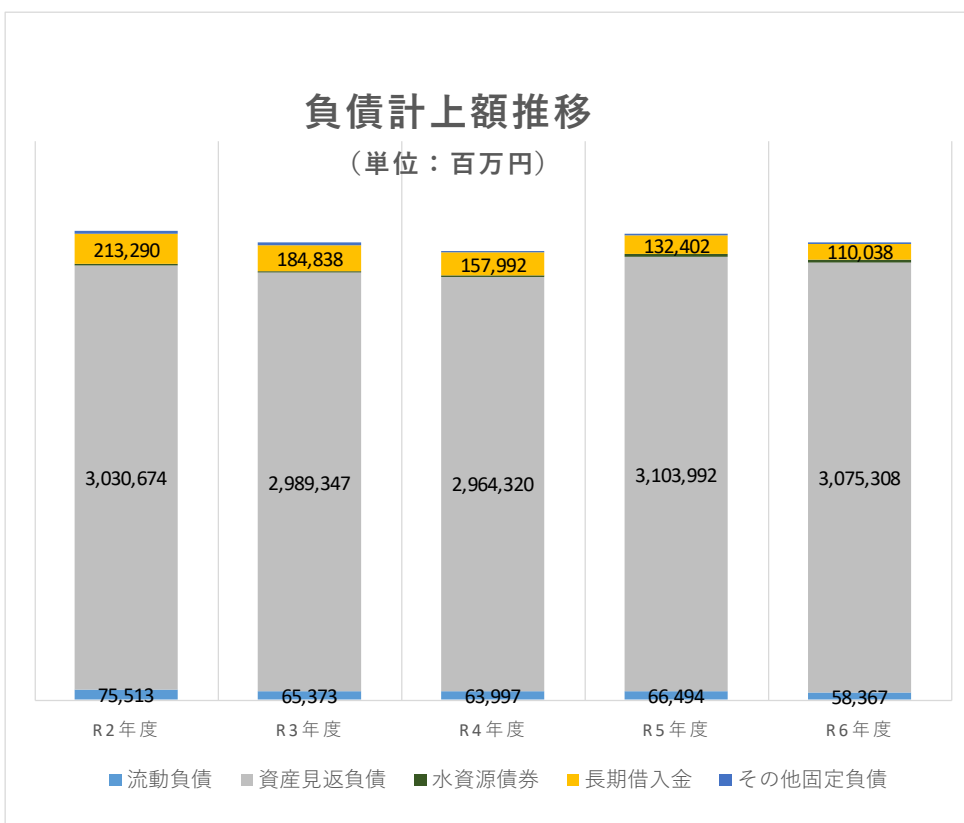
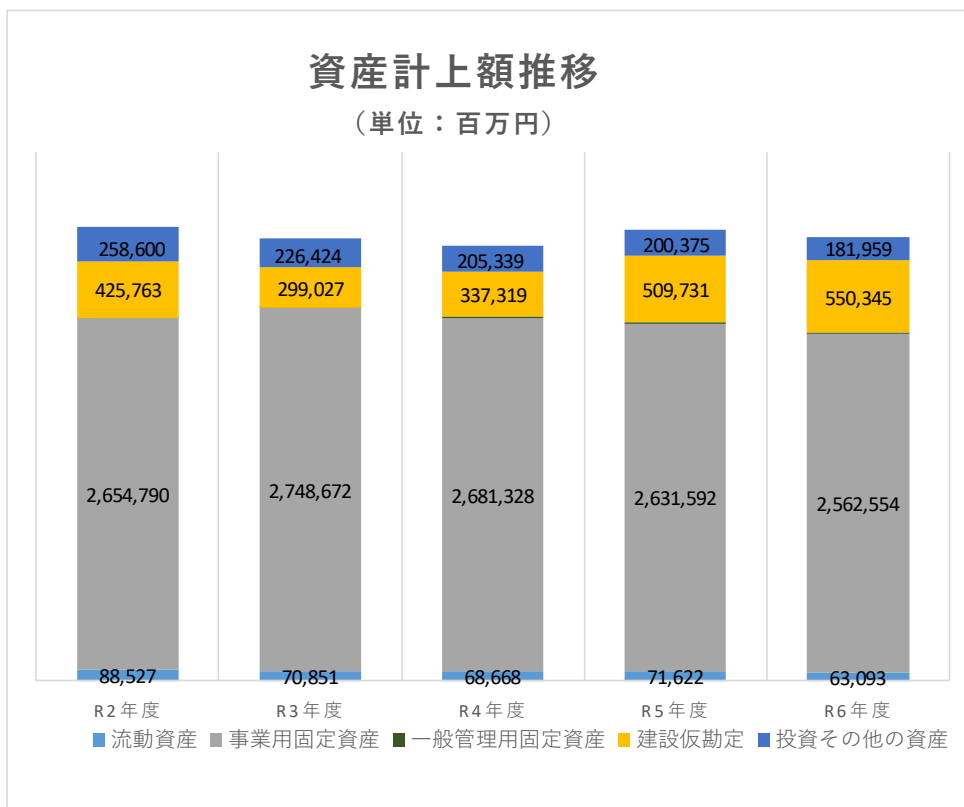
(負債の部)

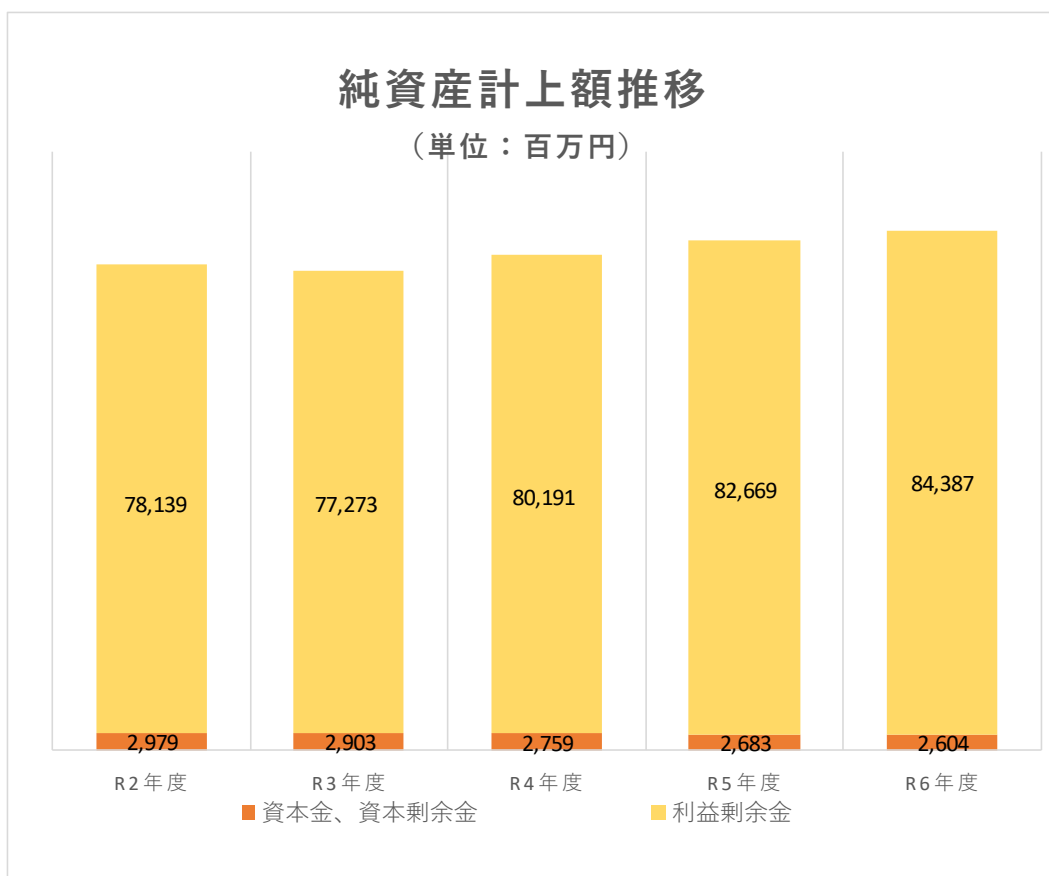
- ★資産見返負債は、事業用固定資産及び建設仮勘定に連動し、対前年比約 287 億円の減額となった。
- ★水資源債券及び長期借入金は、流動負債・固定負債の計上額が合計で約 1,604 億円となった。償還・返済の合計額が発行・調達合計額を上回り、対前年比約 204 億円の減額となった。

(純資産の部)

- ★利益剰余金は、積立金取崩しが約 9 億円あったものの、当期未処分利益が約 26 億円計上されたため、対前年比約 17 億円の増額となった。

(参考)貸借対照表データの経年推移





(2)行政コスト計算書

(単位：百万円)

区分	R5	R6	増減
損益計算書上の費用合計	125,534	121,360	△4,174
経常費用	124,111	120,817	△3,294
臨時損失	1,423	542	△881
その他行政コスト	193	196	4
減価償却相当額	183	196	13
除売却差額相当額	9	0	△9
行政コスト	125,726	121,556	△4,170

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

★行政コスト計算書について

★行政コスト計算書は、損益計算書上の費用合計に、資本剰余金のその他の行政コスト累計額の当期変動額を加えた行政コストを算定するもので、行政コストは、独立行政法人のフルコストである。

★経常費用の額が対前年比約33億円の減額となったことが影響し、行政コストは、対前年比約42億円減額の約1,216億円となった。

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

区分	R5	R6	増減
経常費用(A)	124,111	120,817	△3,294
管理業務費	39,041	38,535	△506
受託業務費	3,566	4,048	483
寄附金事業費	11	-	△11
災害復旧事業費	17	606	589
海外調査等業務費	150	135	△15
建設事業費	5,010	807	△4,203
一般管理費	△1,171	△466	705
事業用固定資産減価償却費等	75,207	75,286	79
財務費用	2,281	1,865	△416
経常収益(B)	126,765	122,707	△4,057
受託収入	3,727	4,123	396
補助金等収益	37,912	36,979	△933
寄附金収益	11	-	△11
災害復旧事業収入	17	606	589
海外調査等業務収入	69	48	△22
管理雑収入	1,004	1,083	79
資産見返補助金等戻入	75,172	75,252	79
資産見返寄附金戻入	4	4	-
建設仮勘定見返補助金等戻入	4,499	630	△3,869
賞与引当金見返に係る収益	529	524	△5
財務収益	3,789	3,431	△358
その他(経常収益)	30	26	△4
臨時損益(C)	-	-	-
臨時損失	1,423	542	△881
臨時利益	1,423	542	△881
当期純利益(D)=(B)-(A)+(C)	2,654	1,890	△764
前中期目標期間繰越積立金取崩額(E)	865	698	△167
当期総利益(D+E)	3,519	2,588	△931

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

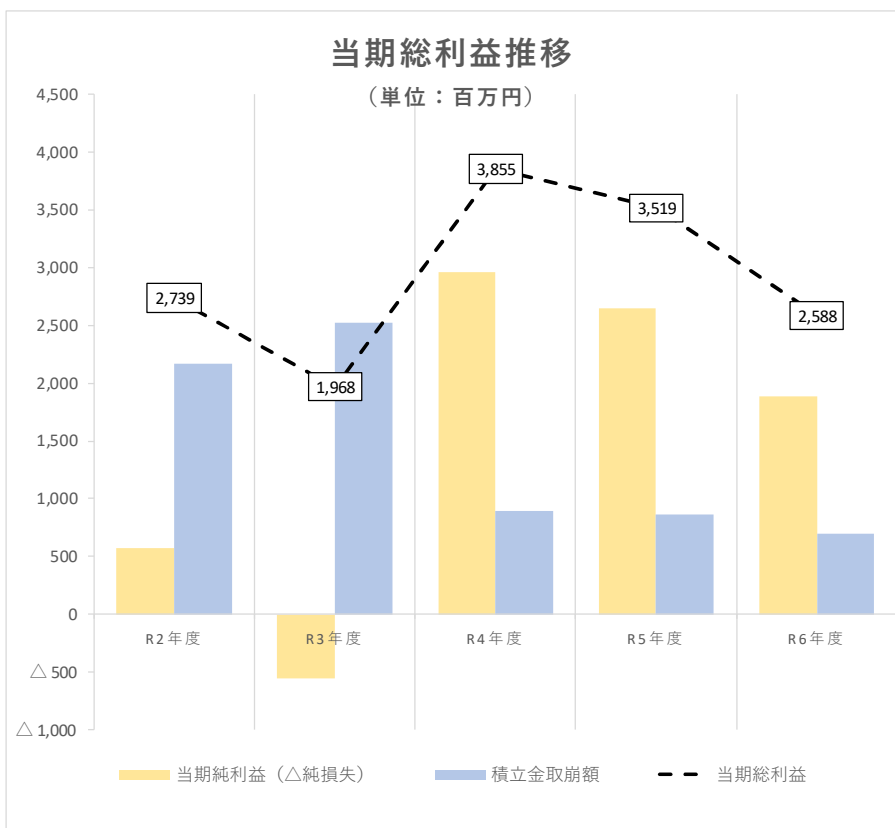
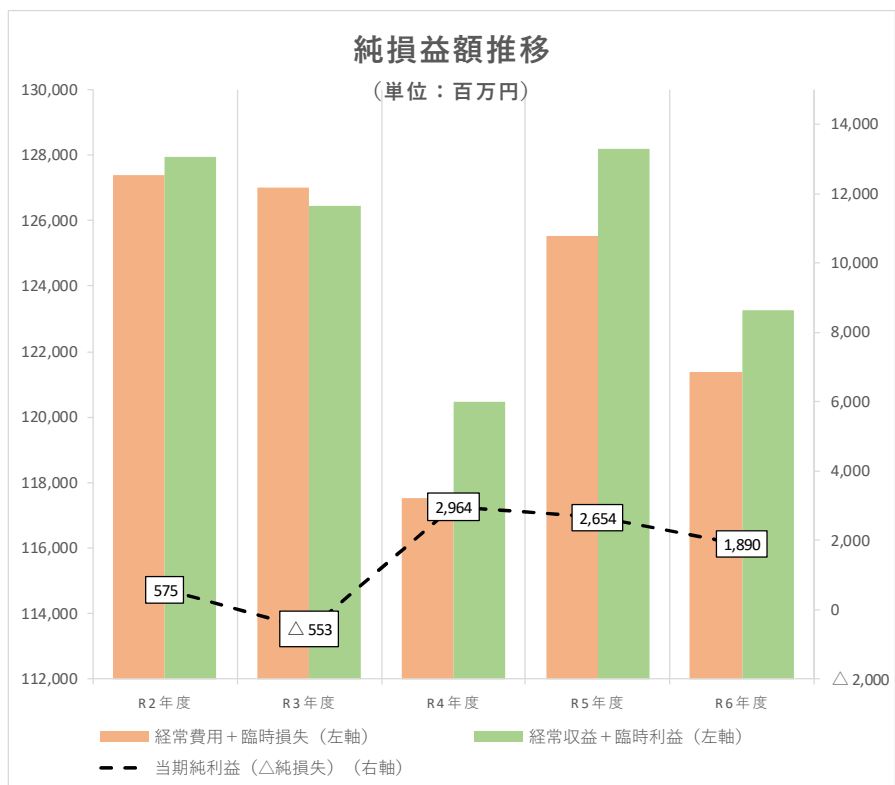
★損益計算書について

★建設事業費は、R6年度における建設業務の完了の影響により、対前年比約42億円の減額となった。(対応し建設仮勘定見返補助金等戻入も減額)

★一般管理費は、R6年度における退職給付引当金のマイナスの影響により、対前年比約7億円の増額となった。(退職給付費用 R6:約△10億、R5:約△19億)

★損益計算の結果、R6年度においては、当期純利益が約19億円となったが、これに前中期目標期間繰越積立金取崩額約7億円を加え、当期総利益は約26億円となった。

(参考) 損益計算書データの経年推移



(4)純資産変動計算書

(単位：百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	4,838	△ 2,154	82,669	85,352
当期変動額	-	△ 80	1,718	1,639
その他行政コスト		△ 196		△ 196
当期総利益			2,588	2,588
前中期目標期間繰越積立金取崩額		117	△ 870	△ 753
当期末残高	4,838	△ 2,234	84,387	86,991

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

★純資産変動計算書について

- ★資本剰余金は、独立行政法人会計基準第 87 の特定の資産の取得があったが、これを上回る特定の資産の減価償却・除却があったため、約 0.8 億円の減額となった。
- ★利益剰余金は、積立金の取り崩しが約 9 億円あったものの、当期総利益が約 26 億円計上されたため、約 17 億円の増額となった。
- ★これらの結果、純資産は、対前年比約 16 億円増額の約 870 億円となった。

(5)キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

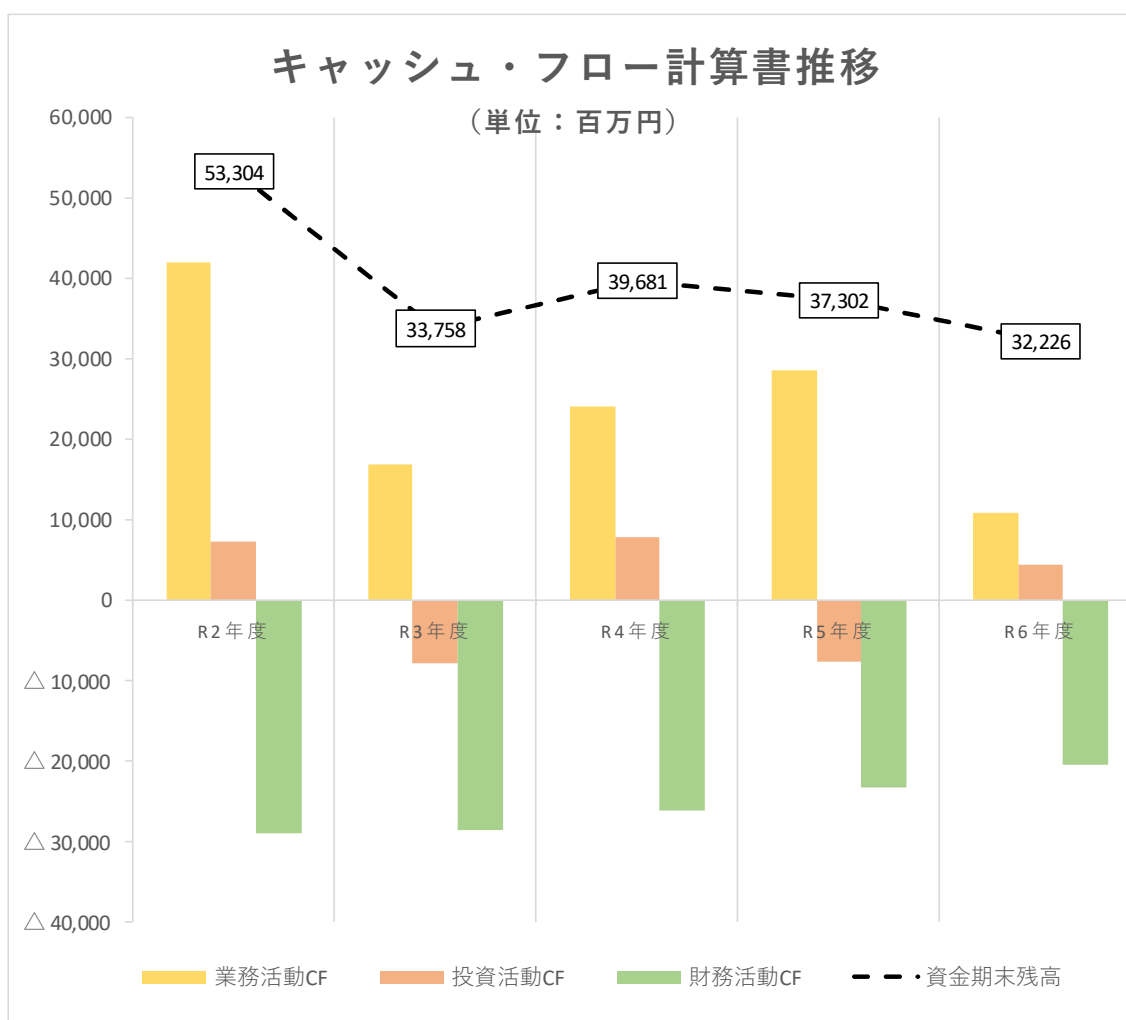
区分	R5	R6	増減
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	28,519	10,877	△ 17,642
事業用固定資産の取得による支出	△ 47,135	△ 47,138	△ 4
管理業務支出	△ 30,029	△ 31,837	△ 1,808
人件費支出	△ 13,676	△ 13,783	△ 107
補助金等収入	91,047	91,241	194
割賦負担金収入	29,548	23,189	△ 6,359
その他の支出	△ 9,844	△ 20,470	△ 10,626
その他の収入	8,607	9,675	1,068
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 7,705	4,486	12,191
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 23,194	△ 20,439	2,755
IV 資金に係る換算差額 (D)	-	-	-
V 資金増加額 (E = A + B + C + D)	△ 2,380	△ 5,075	△ 2,696
VI 資金期首残高 (F)	39,681	37,302	△ 2,380
VII 資金期末残高 (G = E + F)	37,302	32,226	△ 5,075

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

★キャッシュ・フロー計算書について

- ★業務活動によるキャッシュ・フローは、対前年比約 176 億円のマイナスとなったが、これは、その他の支出のうち消費税の支払額が約 95 億円のプラスとなったことや割賦負担金収入が約 64 億円のマイナスとなったことなどが影響している。
- ★投資活動によるキャッシュ・フローは、対前年比約 122 億円のプラスとなったが、これは、譲渡性預金の預入による支出のマイナス、払戻による収入のプラスとなったことが影響している。
- ★財務活動によるキャッシュ・フローは、対前年比約 28 億円のプラスとなった。これは、長期借入金の返済による支出が 21 億円のマイナスになったことが影響している。

(参考)キャッシュ・フロー計算書データの経年推移



[詳細については、財務諸表をご覧ください。](#)

① 貸借対照表

現金及び預金	現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの
有価証券	満期保有目的で保有する有価証券(地方債等)であって、一年以内に満期の到来するもの
割賦元金(流動資産)	施設の新築・改築に要する経費のうち利水者負担分を機構が立て替えて事業を実施して、事業完了後に割賦で利水者が負担金を機構へ納付する負担金で、一年以内に回収されるもの
その他(流動資産)	受託業務支出金、未収収益、未収金、賞与引当金見返等
事業用固定資産	固定資産のうち独立行政法人水資源機構法第2条第2項に規定する水資源開発施設及び同条第3項に規定する愛知豊川用水施設(これらに附帯する施設を含む。)に係るもの
一般管理用固定資産	固定資産のうち本社支社局等で保有する有形固定資産及び無形固定資産
建設仮勘定	施設の新築・改築に要した額(未完成のもの)等
投資有価証券	満期保有目的で保有する有価証券(地方債等)(流動資産に計上されるものを除く。)
割賦元金(固定資産)	施設の新築・改築に要する経費のうち利水者負担分を機構が立て替えて事業を実施して、事業完了後に割賦で利水者が負担金を機構へ納付する負担金(流動資産に計上されるものを除く。)
長期前払消費税等	建設事業に係る控除対象外消費税
前払年金費用	年金資産の額が退職給付債務の額を超える場合に計上
その他(固定資産)	敷金・保証金等
一年内償還予定水資源債券	水資源債券のうち一年以内に償還されるもの
一年内返済予定長期借入金	長期借入金のうち一年以内に返済されるもの
その他(流動負債)	預り補助金等、未払金、未払費用、賞与引当金等
資産見返補助金等	補助金等を財源として事業用固定資産を取得した場合に計上される負債
建設仮勘定見返補助金等	建設期間中に受け入れた補助金等
資産見返仮勘定	建設期間中において、利水者の負担に帰すべきものとして負担者及び金額が確定したときの割賦元金相当額(建設利息を除く)
長期預り補助金等	補助金等が翌事業年度以降の特定の事業に充てるため特別の資金として保有することを目的として交付されたときの相当額
水資源債券・長期借入金	建設事業の資金調達等のため機構が発行する債券及び借り入れた長期借入金(流動負債に計上されるものを除く。)
退職給付引当金	将来、支出される退職手当や年金給付のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上
資本金(政府出資金)	政府からの出資金
資本剰余金	独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの(資本金除く。)
利益剰余金	独立行政法人の業務に関連した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用合計	損益計算書における経常費用と臨時損失の合計額
その他行政コスト	政府出資金や積立金を財源として取得した資産(財産的基礎を構成するもの)の減少に対応する、独立行政法人の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

管理業務費	管理業務に要した費用
受託業務費	受託業務に要した費用
災害復旧事業費	災害復旧事業に要した費用
海外調査等業務費	独立行政法人水資源機構法第12条第2項に規定する海外調査等業務に要した費用
建設事業費	建設事業の完了に伴い計上される費用等
一般管理費	本社支社局等の費用(建設・管理等へ配賦されたものは含まない。)
事業用固定資産減価償却費	事業用固定資産の減価償却費
事業用固定資産除却費	事業用固定資産の除却費
財務費用	借入金、債券の支払利息、債券の発行に要する費用
受託収入	受託業務に係る収益
補助金等収益	管理業務等に係る収益
災害復旧事業収入	災害復旧事業に係る収益
海外調査等業務収入	海外調査等業務に係る収益
管理雑収入	管理業務に係る雑収入
資産見返補助金等戻入	事業用固定資産減価償却費等に対応して資産見返補助金等を取り崩して収益化するもの
建設仮勘定見返補助金等戻入	建設事業完了等に伴う建設事業費に対応して建設仮勘定見返補助金等を取り崩して収益化するもの
賞与引当金見返に係る収益	賞与引当金繰入に係る収益
財務収益	受取利息
雑益	雑益
臨時損失	固定資産売却損、減損損失、国庫納付金、過年度資産見返補助金等戻入修正損
臨時利益	資産見返補助金等戻入、過年度減価償却費等修正益

④ 純資産変動計算書

前中期目標期間繰越積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金を取り崩した額
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの提供等のための支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、一般管理用固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	債券の発行・償還及び借入金の借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

13 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 水資源機構の財務諸表の特徴

① 貸借対照表

当法人の R6年度末の貸借対照表等式は、下記のとおりとなっています。

資産 3 兆 3,641 億円＝負債 3 兆 2,771 億円＋純資産 870 億円

これにより、企業会計における自己資本比率(自己資本／総資本)を算出すると、僅か 2.6%となります。一般的に、30%程度必要と言われている自己資本比率がこのような水準であると、一見すると、当法人の財政状態は危険であると思われるかもしれません。

当法人では、ダム、用水路等の施設の新築・改築、完成後の施設の管理を行っており、当該施設は、資産計上(事業用固定資産、建設仮勘定)されています。これらの新築・改築に要する費用は、国からの交付金・補助金、利水者等からの負担金(以下「補助金等」という。)で賄われています。独立行政法人会計では、補助金等を財源として資産取得する場合には、資産と同額の資産見返負債という負債科目を計上することになります。この資産見返負債の計上額が、3 兆 753 億円となっていて、これが負債全体の約 94%を占めています。

国等から財源措置され資産取得したケースと同額の負債を計上するという独立行政法人特有のルールで、これを一般的な負債として捉えることは適当ではないと考えられます。

一方で、いわゆる負債である債券、借入金については、約 1,604 億円の計上となっています。債券、借入金は、新築・改築事業において、利水者に代わり、当法人が立て替えて事業を実施し、事業完了後に、主に割賦で回収する仕組みとなっていて、資産として割賦元金を計上します。R6 末で割賦元金は、約 1,718 億円の計上となっていて、金融債権が金融債務を上回っている状況であることから、当法人の財政状態は安定していると言えます。

② 損益計算書

純損益計算においては、割賦負担金の受取利息である財務収益と、債券、借入金の支払利息である財務費用の差額(財務収支差)がプラスとなり、他の費用では、独立行政法人水資源機構法第 31 条第 1 項の承認を受けている積立金を財源とした費用が含まれていることから、見合いの収益を上回り、当期純利益を減らす(年度によっては当期純損失計上)傾向があります。

積立金を財源とした費用については、純損益計算では、マイナスに働きますが、当該費用と同額の前中期目標期間繰越積立金取崩額を計上することになるため、総損益には影響を与えないので、結果として、財務収支差により、当期総利益計上となります。

なお、積立金の活用は、中期計画にて定める「積立金の使途」に沿った経費に充当することとしています。

(参考) 第 5 期中期計画

8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項

(4) 積立金の使途

国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用する。その中で、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。

(2) 当法人の利益剰余金について

当法人の建設業務では、治水事業に必要な資金は、国から交付金が交付されており、また、水道・工業・農業用水の利水事業に必要な資金は、その一部は国から補助金が交付されるとともに、残余の利水者負担部分については、当法人が利水者に代わり財政融資資金などからの借入金及び水資源債券の発行によって調達する資金又は建設中に毎年度利水者が支払う建設負担金により賄われています。

利水者に代わり当法人が調達した資金は、最終的に建設業務完了後に利水者から割賦負担金として回収されますが、当法人の借入金又は水資源債券の返済条件と割賦負担金の回収条件には、以下のような相違があります。

財政融資資金からの借入金は、10年元金均等払い(据置なし)、令和4年度調達までは25年元金均等払い(借入後5年据置き)、水資源債券は、3年満期一括償還であるのに対して、割賦負担金の回収条件の大半は基本的に23年元利均等払いとなっています(なお、当法人移行後の割賦負担金の回収条件は、当法人と利水者で協議することとなっています)。

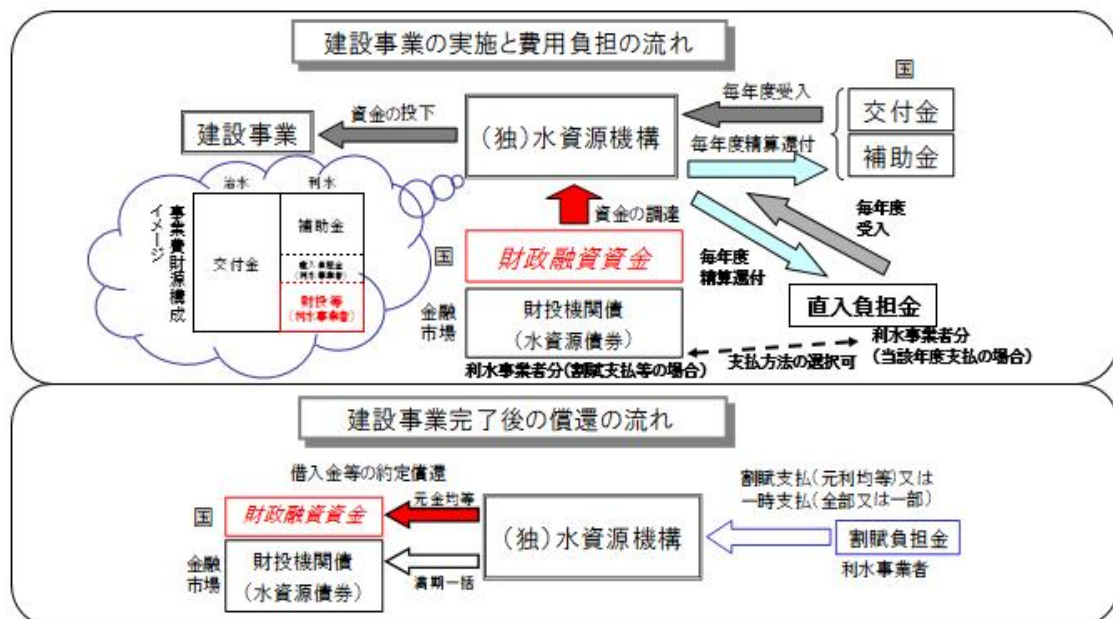
これらの要因により、当法人の債務返済期間の前半は借換えが必要となります。この債務返済期間の前半の借換えが当法人の割賦負担金制度における金利変動リスクとなります。

しかし、長期にわたる低金利の影響もあり、受取利息が支払利息を上回っているため利益が生じ、この結果利益剰余金が積み上がっており、これに由来する現預金を借換えに充当することで、現状では借換えを行っていません。

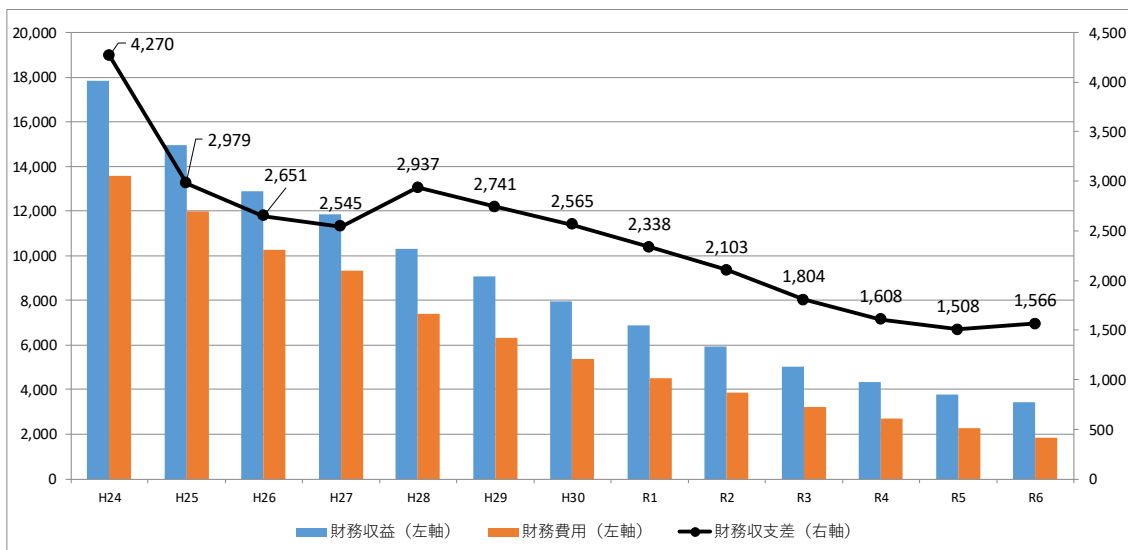
当法人は独立行政法人通則法第44条に基づき、毎事業年度に生じた利益を積立金として整理し、引き続きこれに由来する現預金を借換えに充当していくことで、経営成績に大きな影響を及ぼす可能性のある将来の金利変動等に備えていきます。

なお、積立金については、独立行政法人水資源機構法第31条に基づき主務大臣による承認を受けた上で、同法第12条に規定する業務の財源として活用することにより減少することになります。

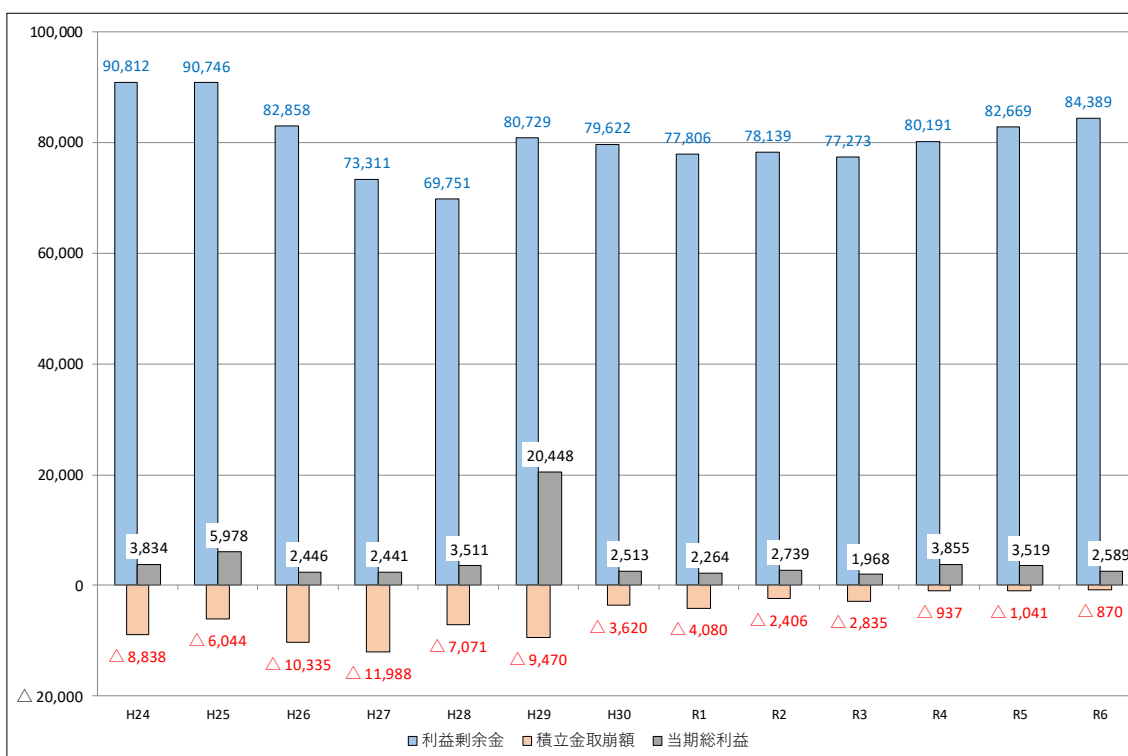
(参考) 割賦負担金と借入金 イメージ図



(参考) 財務収支差の推移(単位: 百万円)



(参考) 利益剰余金の推移(単位: 百万円)



(注)H29 は厚生年金基金代行返上益(17,881 百万円)の計上により、当期総利益が大きくなっています。

14 内部統制の運用に関する事項(内部統制システムの運用状況など)

当法人では、内部統制の充実・強化を図るため、中期計画において、13項目の取組を設定し、以下の取組を行っています。

[詳細については、業務実績報告書をご覧ください。](#)

(1) 適切なリスク管理

前述の「8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策」をご覧ください。

(2) コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進月間を中心に、本社、支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を延べ502回開催するとともに、顧問弁護士による法令遵守研修を実施しました。

また、コンプライアンスアンケートを実施し、アンケート結果を解説付きで周知することにより、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の職員への浸透・定着を図りました。さらに、新規採用職員や新任管理職を対象とした階層別の内部研修においてもコンプライアンスの推進に関する講義を実施しました。なお、ハラスメント防止関係については、特に重点的に取り組みました。

コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、倫理委員会を2回開催しました。

コンプライアンス事例集の充実を図り、役職員へ周知するとともに、支社局及び各事務所に対して、外部専門機関による法令遵守研修のWEB会議システムを活用した配信及び録画データの共有等を本社、支社局及び事務所における職員研修に活用するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支援しました。

(3) 業務執行及び組織管理・運営

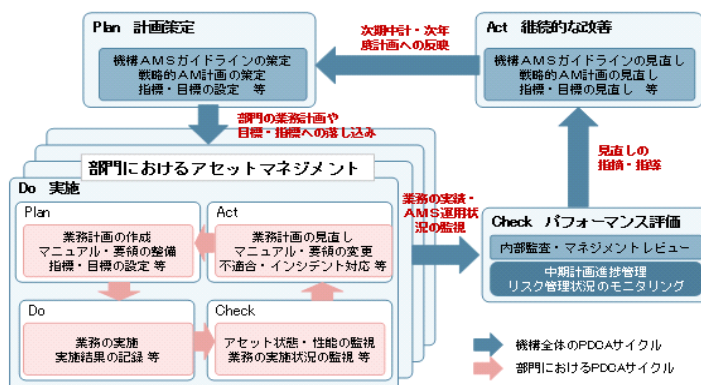
原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行いました。さらに、役員会での審議・報告の結果については、支社局長等及び本社部長等に伝達し、機構内の情報共有を図りました。

(4) 業務成果の向上

中期計画等の進捗状況を年度当たり2回確認し、その結果を役員会にて報告しました。

水資源機構アセットマネジメントシステム(AMS)の効率的な運用を図るため、第三者認証機関による審査を受け、再認証の取得を行うとともに、ISO55001に沿った業務運営を行うことでPDCAサイクルの適切な運用を行い、継続的な業務改善を図りました。

(参考) 水資源機構のアセットマネジメントシステム(イメージ)



(5) 監事監査及び会計監査人による監査の実施

監事監査計画に基づき、本社、中部支社、吉野川本部、総合技術センター及び22事務所において監事監査を受けました。なお、今年度は、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携が必要となる事象は生じませんでした。

事業報告書(会計に関する部分に限る。)、決算報告書及び令和6年度財務諸表について会計監査人による監査を受けました。

(6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保

入札契約制度の競争性・透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和6年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで66.1%となりました。

契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年2回報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行った上、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図りました。

一者応札・一者応募となっている案件については、入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域案件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際し要件緩和等を行うなど、一層の競争性の確保を図った結果、令和6年度の一般競争入札における一者応札の割合は、48.4%となりました。

入札・契約手続の一層の適正化を図るため、30事務所において入札・契約手続の監査を受けるとともに、外部有識者で構成する入札等監視委員会を2回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続及び補償契約に係る契約手続について監視・審査を受けました。

「公共調達に適正化について」に基づき、毎月入札結果等をウェブサイトにより公表しました。

(7) 談合防止対策の徹底

新任管理職研修等の内部研修において、入札談合等の防止に係る講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等についての説明を行い、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等による入札談合等に関与する行為の防止対策の徹底を図りました。

(8) 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視等を行うとともに、事務従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ監査等を実施しました。

(9) 法人文書管理の徹底・強化

文書整理月間において、主任文書管理者の指導の下、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切に文書管理が実施されていることを確認しました。

また、電子決裁の運用により、法人文書の紛失防止対策とともに業務の効率化を図りました。

全職員を対象に内閣府作成の公文書管理eラーニング教材を活用した法人文書管理研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図りました。

(10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況について、機構ウェブサイトで公表する等、情報の公開等の取組を進めました。

なお、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約の状況については、1件該当があり、ウェブサイトでも公表しました。

(11) 環境マネジメントシステム(W-EMS)の実施

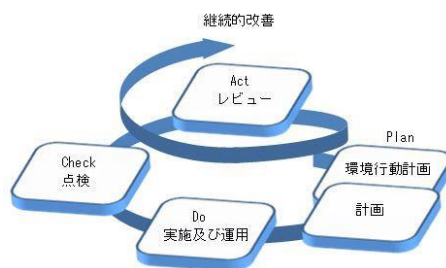
本社・支社局及び全事務所において、機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)に基づき、環境管理マニュアルに沿って、定期的な進捗確認、環境管理責任者による点検や環境監査等を行うことで、環境保全の取組を着実に実施しました。

機構独自の環境マネジメントシステム

W-EMSは、以前に認証取得していた国際規格ISO14001の環境マネジメントシステム(EMS= Environmental Management System)の運用で得られたノウハウ等を踏まえ、機構の業務運営に即して再構築した独自の環境マネジメントシステムである。

W-EMSでは、「水資源機構環境行動計画」の取組事項の中から、本社・支社局及び全事務所が各々実施すべき環境保全の取組を選択し、その取組を目的目標・実施計画シートにより管理している。

現在、全社でW-EMSを運用しており、PDCAサイクルによる確実な目標管理と継続的改善を図ることにより、環境保全の取組を着実に推進している。



PDCAの概念

(12) 温室効果ガスの排出削減

温室効果ガスの排出削減について、令和5年3月に「温室効果ガスの排出の削減等の計画」を策定し、機構のウェブサイトに公表しています。

同計画では、2013年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%以上削減することを目標としており、計画に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進しています。

令和6年度の温室効果ガス排出量は、基準年度より27%削減され、74,771t-CO₂となりました。

(13) 環境物品等の調達

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、令和6年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達しました。

また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達しました。

公共工事においては、同基本方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100%調達しました。

15 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和36年11月	水資源開発促進法 公布施行
	水資源開発公団法 公布（昭和37年2月施行）
昭和37年4月	利根川水系及び淀川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定
昭和37年5月	水資源開発公団 設立
昭和37年8月	「利根川水系水資源開発基本計画」決定
	「淀川水系水資源開発基本計画」決定
昭和37年10月	「全国総合開発計画」閣議決定
昭和39年10月	筑後川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定
昭和40年6月	木曾川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定
昭和41年2月	「筑後川水系水資源開発基本計画」決定
昭和41年11月	吉野川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定
昭和42年3月	「吉野川水系水資源開発基本計画」決定
昭和43年10月	愛知用水公団を統合
	「木曾川水系水資源開発基本計画」決定
昭和44年5月	「新全国総合開発計画」閣議決定
昭和49年12月	荒川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定
昭和51年4月	「利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画」決定
昭和52年11月	「第三次全国総合開発計画」閣議決定
昭和62年6月	「第四次全国総合開発計画」閣議決定
昭和62年10月	国土庁「全国総合水資源計画」（ウォータープラン2000）策定
平成2年2月	豊川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定
平成2年5月	「豊川水系水資源開発基本計画」決定
平成10年3月	「21世紀の国土のランドデザイン（第五次全国総合開発計画）」閣議決定
平成11年6月	国土庁「全国総合水資源計画」（ウォータープラン21）策定
平成13年12月	「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
平成14年12月	独立行政法人水資源機構法 公布施行
平成15年10月	独立行政法人水資源機構 設立
	独立行政法人水資源機構法施行令 公布施行
	国土交通省より第1期中期目標の指示
	第1期中期計画策定
	独立行政法人水資源機構業務方法書の制定
平成16年6月	「木曾川水系水資源開発基本計画」全部変更
平成17年4月	「筑後川水系水資源開発基本計画」全部変更
平成18年2月	「豊川水系水資源開発基本計画」全部変更
平成20年2月	国土交通省より第2期中期目標の指示
平成20年3月	第2期中期計画策定
平成20年7月	「利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画」全部変更
平成21年4月	「淀川水系水資源開発基本計画」全部変更
平成25年3月	国土交通省より第3期中期目標の指示
	第3期中期計画策定
平成30年2月	国土交通省より第4期中期目標の指示
平成30年3月	第4期中期計画策定
平成31年4月	「吉野川水系水資源開発基本計画」全部変更
令和3年5月	「利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画」全部変更
令和4年2月	国土交通省より第5期中期目標の指示
令和4年3月	第5期中期計画策定
令和4年5月	「淀川水系水資源開発基本計画」全部変更
令和5年1月	「筑後川水系水資源開発基本計画」全部変更

(2)設立に関する根拠法 独立行政法人水資源機構法(平成 14 年法律第 182 号)

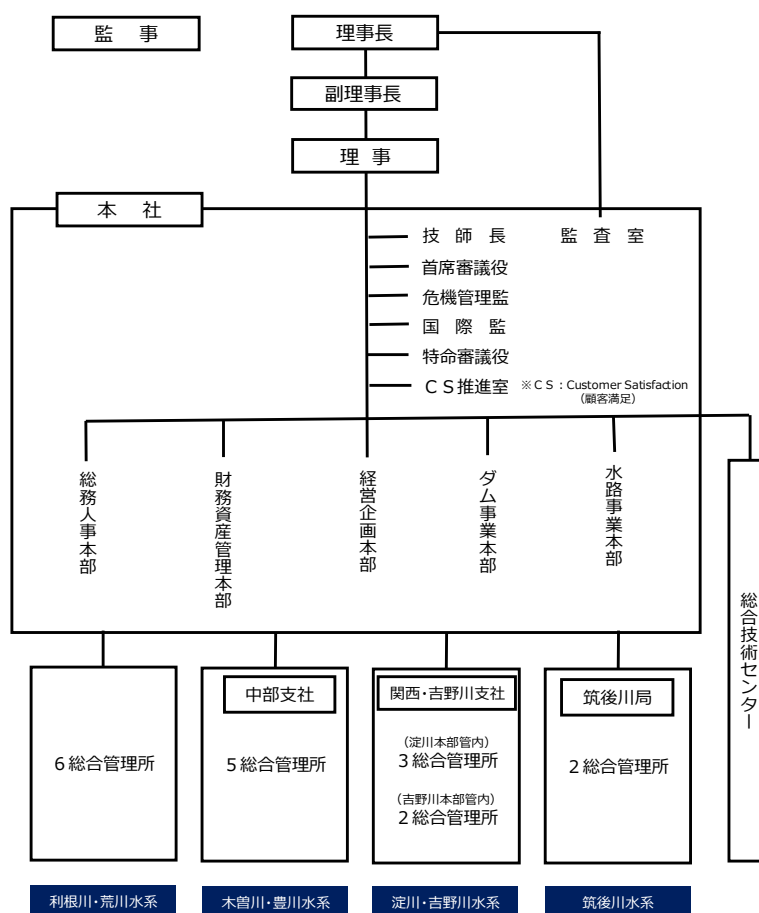
(3)主務大臣

「7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」(1)ガバナンスの状況①主務大臣
をご覧ください。

(4)組織図

水資源機構の組織

令和 7 年 4 月 1 日現在



(5)事務所の所在地

主たる事務所

埼玉県さいたま市中央区新都心 11 番地 2 ランド・アクシス・タワー内

従たる事務所

愛知県名古屋市三の丸一丁目 2 番 1 号 (中部支社)

大阪府大阪市中央区上町 A 番 12 号 (関西・吉野川支社)

埼玉県さいたま市桜区大字神田 936 番地 (総合技術センター)

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

「公益財団法人愛知・豊川用水振興協会」が関連公益法人等に該当しており、所要の情報を財務諸表の附属明細書にて開示しております。(財務諸表 33 ページ)

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
資産	3,434,269	3,351,475	3,298,973	3,419,583	3,364,125
負債	3,353,151	3,271,299	3,216,024	3,334,231	3,277,134
純資産	81,118	80,176	82,949	85,352	86,991
行政コスト	127,521	127,251	117,680	125,726	121,556
経常費用	127,296	126,927	117,469	124,111	120,817
経常収益	127,871	126,374	120,433	126,765	122,707
当期総利益	2,739	1,968	3,855	3,519	2,588
業務活動によるキャッシュ・フロー	42,029	16,940	24,101	28,519	10,877
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,259	△ 7,848	7,915	△ 7,705	4,486
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 28,852	△ 28,639	△ 26,093	△ 23,194	△ 20,439
資金期末残高	53,304	33,758	39,681	37,302	32,226

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

令和7事業年度予算

(単位:百万円)

区分	水資源開発施設等の管理業務	ダム等建設業務	用水路等建設業務	法人共通	合計
収入					
政府交付金	10,367	16,064	-	-	26,431
その他の国庫補助金	3,743	1,062	6,099	7	10,911
財政融資資金借入金	-	64	84	352	500
水資源債券	-	1,022	1,339	5,639	8,000
業務収入	30,868	615	3,682	24,676	59,840
受託収入	5,812	138	90	762	6,802
業務外収入	696	12	6	2,583	3,297
計	51,486	18,977	11,300	34,018	115,781
支出					
業務経費	35,082	14,081	8,353	1,261	58,777
管理業務関係経費	34,521	-	-	-	34,521
建設業務関係経費	-	14,081	8,353	-	22,434
その他業務経費	561	-	-	1,261	1,822
施設整備費	-	-	-	958	958
受託経費	5,348	137	43	105	5,633
借入金等償還	-	-	-	27,087	27,087
支払利息	-	254	85	1,380	1,719
一般管理費	966	407	455	102	1,929
人件費	10,327	1,707	2,359	3,430	17,822
業務外経費	120	-	-	2,497	2,617
計	51,843	16,585	11,296	36,819	116,543

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(人件費の見積り)

令和7年度においては総額12,286百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

令和7事業年度収支計画

(単位:百万円)

区分	水資源開発施設等の管理業務	ダム等建設業務	用水路等建設業務	法人共通	合計
費用の部					
経常費用	121,385	1,671	6,127	4,344	133,527
管理業務費	40,903	-	-	-	40,903
受託業務費	5,197	126	82	692	6,097
海外調査等業務費	204	-	-	-	204
建設事業費	-	1,545	6,045	-	7,590
一般管理費	-	-	-	2,242	2,242
減価償却費	75,081	-	-	-	75,081
財務費用	-	-	-	1,410	1,410
収益の部					
経常収益	120,673	1,671	6,127	3,719	132,190
受託収入	5,197	126	82	692	6,097
補助金等収益	39,816	425	-	-	40,242
海外調査等業務収入	87	-	-	-	87
資産見返補助金等戻入	75,046	-	-	4	75,051
建設仮勘定見返補助金等戻入	-	1,116	6,045	-	7,161
賞与引当金見返に係る収益	525	4	-	-	529
財務収益	-	-	-	3,023	3,023
純利益(△純損失)	△ 713	-	-	△ 624	△ 1,337
前中期目標期間繰越積立金取崩額	679	-	-	2,170	2,848
総利益	△ 34	-	-	1,545	1,511

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和7事業年度資金計画

(単位:百万円)

区分	水資源開発施設等の管理業務	ダム等建設業務	用水路等建設業務	法人共通	合計
資金支出					
業務活動による支出	51,843	16,585	11,296	8,774	88,497
建設業務支出	-	14,081	8,353	-	22,434
管理業務支出	34,521	-	-	-	34,521
受託業務支出	5,348	137	43	105	5,633
人件費支出	10,327	1,707	2,359	3,430	17,822
その他の業務支出	1,648	660	540	5,239	8,087
投資活動による支出	-	-	-	958	958
施設整備費支出	-	-	-	958	958
財務活動による支出	-	-	-	27,087	27,087
借入金の返済による支出	-	-	-	20,087	20,087
債券の償還による支出	-	-	-	7,000	7,000
翌年度への繰越金	815	-	-	5,999	6,813
資金収入					
業務活動による収入	51,486	17,891	9,877	28,027	107,281
政府交付金収入	10,367	16,064	-	-	26,431
国庫補助金収入	3,743	1,062	6,099	7	10,911
負担金収入	30,868	615	3,682	21,454	56,618
受託業務収入	5,812	138	90	762	6,802
その他の収入	696	12	6	5,804	6,519
財務活動による収入	-	1,086	1,423	5,991	8,500
借入れによる収入	-	64	84	352	500
債券の発行による収入	-	1,022	1,339	5,639	8,000
前期よりの繰越金	1,061	-	-	6,514	7,575

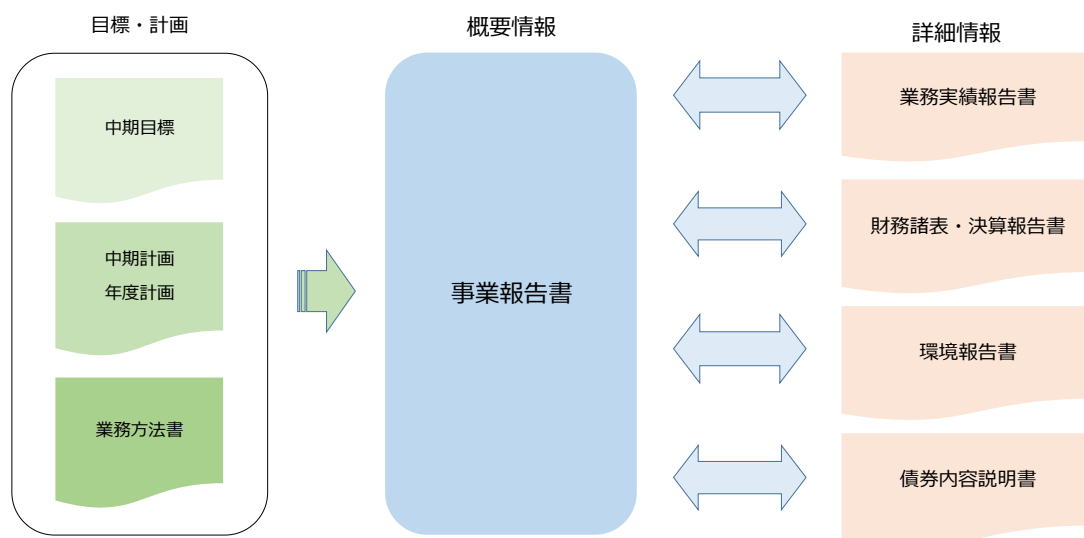
(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

予算、収支計画及び資金計画は令和7年3月28日に届け出したものです。

[詳細については、年度計画をご覧ください。](#)

16 参考情報

その他公表資料等との関係の説明



<中期目標>

3年以上5年以下の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標のことで、主務大臣が法人に指示する。(独立行政法人通則法第 29 条)

<中期計画>

中期目標を達成するための計画のことで、法人が作成、主務大臣の認可が必要。(独立行政法人通則法第 30 条)

<年度計画>

中期計画に基づき、毎事業年度の開始前に作成し、主務大臣へ届け出を行う、その事業年度の業務運営に関する計画のこと。(独立行政法人通則法第 31 条)

<業務方法書>

業務開始の際、法人が作成し、主務大臣の認可を受けるもの。内部統制に関する事項などを規定。(独立行政法人通則法第 28 条)

<業務実績報告書>

法人は毎事業年度、主務大臣の評価を受けるが、評価を受けようとするときに提出する報告書。(独立行政法人通則法第 32 条)

<財務諸表、決算報告書>

毎事業年度の財政状態、運営状況等を明らかにするために作成するのが、財務諸表。決算報告書は、事業報告書とともに、財務諸表の主務大臣への提出時に併せて提出する書類。

<環境報告書>

環境配慮促進法における特定事業者が、各事業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書。(環境配慮促進法第 9 条)

<債券内容説明書>

債券(財投機関債)の発行時に、投資家の判断に資するため、発行者が作成する説明書。(任意作成)

なお、ホームページでは、水資源機構の業務内容の紹介、各種イベント等の募集のほか、業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

[水資源機構のホームページについては、こちらをご覧ください。](https://www.water.go.jp/honsya/honsya/index.html)

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/index.html>

▶パンフレット



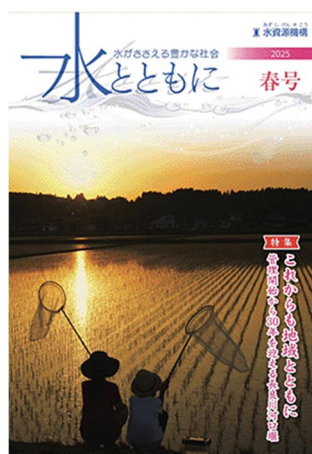
▶パンフレット(資料編)



▶環境報告書



▶広報誌



▶SNSのご案内



Facebook

<https://www.facebook.com/jwaPR>



X

https://x.com/jwa_pr



Instagram

https://www.instagram.com/jwa_pr



YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/c/jwaPR>

QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。